

ら御報告申し上げます。

○安原政府委員 たいまお尋ねの件についてでございますが、現に検察庁において捜査を開始したところでございます。また捜査中でございますので、詳しいことは申し上げるべき段階でもございませんが、一応被疑事実の概要等を中心として申し上げてお答えしたいと思います。

いわゆる殖産住宅事件というものは、大別いたしましてその会長であります東郷民安を中心とする所得脱税事件と、それからもう一つは、この捜査の過程で明らかになりました大蔵省証券局係官、東京証券取引所職員に関する贈賄事件、この二種類に分かれて、いま捜査中でございます。

まず東郷会長の所得脱税事件につきまして、その被疑事実、この東郷会長は殖産住宅株式会社の代表取締役として同会社の業務を主宰するから、個人で営利を目的とした有価証券の売買を継続的に、多額の所得を得ていたが、所得税を免れようとする目的のもとに、秘書室長や総務部長あるいは新日本証券株式会社の本店引受部の職員等と共謀の上で、この有価証券の売買を他人名義で行なうなどして所得を秘匿した上、昭和四十七年の課税総所得金額が実際は配当所得と給与所得と雑所得と合計で十七億三千七百四十千二百六十四であったにもかかわらず、昭和四十八年の三月十四日、目黒税務署に対する申告においては、先ほどの有価証券の継続的売買による利益等の雑所得がない、給与所得と配当所得しかないということで、その課税の総所得金額が七千五百五十万四千円であるという申告をいたしました。さような虚偽の所得税確定申告書の提出によりまして、そういう不正の行為によりまして、正規の所得税額十二億四千九百七十九万五千八百二十一円との差額でございます十二億四千二百九十六万五千五百円という所得税を免れたという疑いでございます。

これにつきましては、殖産住宅の本社、銀座支店あるいは被疑者の自宅など十カ所を捜索いたしまして、鋭意捜査中でございます。

それから第二の類型でございます大蔵省証券局係官、東京証券取引所職員に関する贈賄事件でございますが、これがまた二つに分かれておりまして、いわゆる大蔵省証券局証券監査官の岡村監査官に対する贈賄事件、それから東京証券取引所上場部長であります高田光雄次長に対する贈賄事件の二つに分かれるのでございます。

これにつきましては、まず岡村監査官の關係におきましては、殖産住宅株式会社の元取締役であり現在殖産土地株式会社の取締役であります渋谷取締役が、殖産住宅株式会社の加藤という財務部長と共謀いたしまして、昨年の九月の下旬ごろに、この殖産住宅株式会社にございまして、有価証券届け出書の審査等について職務権限を有しておりました大蔵省証券局証券監査官の岡村監査官に對しまして、この会社計画の有価証券届け出書の審査等について便宜の計らいを受けたということの謝礼及び将来も同様の計らいを受けたいという趣旨のもとに、この会社の新株一万株を、公募価格である一株二百五十円で取得する利益を供与した。そして岡村は、この情を知りながらこれを受け取ったという贈賄事件。

それからもう一つは、先ほどの東京証券取引所上場部長の關係でございますが、これにつきましては、殖産住宅株式会社の西端という取締役が、同社の総務部長の榎本次長と共謀の上、この会社は昨年六月有価証券上場申請書を東京証券取引所に提出しておいたわけでありまして、その審査に關しまして、やはり同年九月中旬ごろ、日本橋兜町の東京証券取引所におきまして、先ほど申し上げました高田上場部長に對し、この次長は株式の新規上場の審査の職務を担当しておられるわけでありまして、この高田次長に對しまして、この新規の上場申請の審査について便宜の計らいを受けたという謝礼の趣旨のもとに、この会社の新規株式五千株を、公募価格である一株二百五十円で取得する利益を供与した。高田次長はその情を知りながらこれを收受した、こういう事件であります。

○横山委員 申すまでもなく本委員会が商法の審査を長らくにわたっていたしております。審査の基盤となりましますものは、少なくとも公認会計士の監査証明書をさらに監査する大蔵省の監査官及び大蔵省が間違いない仕事をしておるものとして、われわれとしては審査をしておるわけでありまして、ところが、その一番根幹となる大蔵省の証券審査官が贈賄にひっかかるというようなことでは、私どもとしては、いままでも何を一体審査をしておったのか、何を一体政府に對して質問し答弁を得ておったのか、最終的な守るべき基盤というものがぐずぐず去ってしまったような感じがするわけでありまして、ですから、私はきのう特に言うわけでありまして、まあ早い話でいえば、こうなると証券の監査官を監査する監査官をまたつくらなければならぬではないか、こういうことを申し上げたわけでありまして、事はきわめて重要でありますから、一体どうしてそういうような事態が起こるのかという点について少しだけ申し上げたいと思います。

いま全国及び中央に監査官は何人おって、そして監査をする対象会社は何社でありますか。

○田中説明員 四十八年四月一日現在で、証券監査官、本省九名、財務局十七名、計二十六名となっております。そしてこの監査官は、証券届け出書並びに報告書の審査に当たるわけでございますが、四十七年におきます報告書の提出件数は三千九百件からございまして、現在では循環審査と申しまして、三年に一回はその報告書をきちんと審査する。したがって、大体その三分の一、千三百件と届け出書、これは増資とか上場の場合に提出されるものでございまして、それが四十七年では六百件を若干上回りますが、それは全部、そういういたしますと、約千九百件、これを担当しているわけでございます。したがって、先ほどの二十六名で除きますと、一人当たりの件数は七十三件ということになっております。

○横山委員 一人当たりで七十三件の審査をする。四十七年の総件数三千九百といいますが、

ちよつとまあ手にさわるものだけでも、二十六人で約五百件、本省關係のものになりますと二百件を優にこすと思われるわけでありまして、

一体、これほどいまきびしい社会的な批判やあるいは厳重な監査を必要とするものについて、一人当たり二百件——二百件といえれば、概算いたしますと、まあ一日一件、一件それで、われわれが信頼するに足る大蔵省の監査が行なわれておるといふふうに考えられるでしょうか。

大体どうなんですか、その現場に出かけたり会社を呼んだりすることがこれでははばまれて、ほとんどが書面審査、こういうふうな考えでよろしいのですか。

○田中説明員 この点につきまして、届け出書、報告書に記載された財務諸表につきましては、まず会計の専門家である公認会計士による監査が第一的に行なわれておりますので、大蔵省の審査にあたりますのは、通常、公認会計士または会社に対する質問、資料の提出要請によりまして、記載上の不備の有無の審査を行なうという方法をとっております。しかしながら、状況によりましては、その結果といたしまして自発的に訂正報告書の報告を大蔵省として求めたり、あるいは訂正命令を大蔵大臣の名において出すということがございますので、そういったことに直結する補佐としての仕事を監査官はしているわけでございます。たてまえといたしまして、第一次的に公認会計士による監査を信頼するというたてまえで、監査官の分掌とあるいは定員法による大蔵省内の人員というものは、現在のところ、先ほど申し上げました人数ということで対処しているわけでございます。

○横山委員 それであなたは、大蔵省としては、現陣容をもって十分に大蔵省としてなすべき役割りが果たされている、そして内部監査制度も充実しておる、こうお考えですか。

○田中説明員 公認会計士による監査を、初めからまた完全に再監査し直すということが必要ということとなりますれば、とても現在の人員ではこ

なせるものではないと思ひます。しかしながら、法律により公認会計士と、そしてその監査というものが証券取引のディスクロージャーについての基幹となつておりますので、その一次的な監査を補完して投資家のために万遺憾なきを期するというたてまえで監査官の監査が行なわれているということでございます。

○横山委員 問題は、これは新聞によりますと、「九月末、殖産住宅は四億七千万円を増資し、資本金三十億円となったが、この増資では額面五十円の新株九百四十万株が一株千二百五十円で時価発行され、野村、大和、新日本の三証券会社がその引受け幹事社となった。二部上場が決る直前に開かれた殖産住宅の役員会では、この九百四十万株のうち、七三％に当る六百九十万株を株主安定工作のため、殖産側があらかじめ売先を指定するいわゆる「親引け株」とし、取引銀行や殖産の翼下にある指定建設業者、自社の役員らに割当て、残る二百五十万株を上場と同時に市場で売却す」ことにした。こう報道されておりますが、この限りにおいて事実と相違ありませんか。

○田中説明員 殖産の当初の上場予定書におきましては、公募株は五百万株、親引け株は四百四十万株、計九百四十万株ということになっておたわけでございます。そして、たゞいま先生のおっしゃいました数字につきましては、まだ私も確定してそうであるというところまで申し上げられない状態でございます。

○横山委員 この親引け株というものについて、大蔵省は事前にその親引け株のパーセントについては相談に乗らないのか、事前の段階において報告を受けないのか、親引け株は自由であるのか、その比率はどうなんですか。

○田中説明員 親引け株につきましては、昨年来時価発行増資が盛んに行なわれた際に、発行会社におきまして安定株主工作その他種々の名目をもってこれが行なわれてきたわけでございますけれども、これは、株主を定着化して将来の株式流通にとつて、特に価格形成にとつても思ひしくござ

いませんで、昨年の暮れ並びに本年、大蔵省の指導によりまして親引けは五〇％以下に押えろ、そして最近はその四〇％以下にするように、証券会社でも自主ルールをつくりましてさらにこれを縮小するように努力をしているところでございます。

○横山委員 昨年九月現在においては、そうすると、親引け株のパーセントについてはフリーであつた、こうおっしゃるわけですか。

○田中説明員 昨年の九月の当時におきましては、親引け株の実態を大蔵省のほうで調査しているという段階にございまして、仰せのとおり、そのような自主ルールというものはまだございませんでした。

○横山委員 そういたしますと、私は多少疑問を生ずるのがありますが、昨年の九月ころには親引け株のパーセントについては、自主ルールもなかつた、大蔵省の指導も何にもなかつた。そうしてこの殖産住宅問題が惹起した。偶然かあるいはどういふ理由か知りませんが、昨年の暮れになつて親引け株が五〇％の比率、さらに本年になりまして四〇％の比率、こういうふうになつた大蔵省の指導し、自主ルールが確立してきたということは、単にいまお話がございしますように、安定株主工作云々、株主の定着化云々という表向きの理由ではないような気がする。もうここ数年来上場株がた

くさんできていくというときに、どうして一体、昨年の暮れ、本年になつて急に五〇％、四〇％になつたのか。大蔵省内部として、親引け株による問題が各所に実はあるということを知つていたのではないかと思はれるのですが、どうですか。

○田中説明員 大蔵省としてそのようなことが盛んに行なわれていたという認識があつたわけではございません。そうして五〇％以下であるいは本年春、四月以降は四〇％以下という点は、先ほど申しましたように、時価発行増資についてのルールでございまして、この公開上場に関するものは、公開上場の必要最低公募株数が二百五十万株というところになつておりまして、本件の場合はその必

要要件をオーバーした株数、公募株、親引け株ともに所要株数を上回つたのでございします。それについて自発的に必要以上に公募なり親引け株を出した、それについての自主ルールとかあるいは規制というのはなかなかできにくい事情もあつたわけでございます。

○横山委員 法務省、安原局長に伺いますが、この殖産住宅が親引け株を七三％と報道されておるわけですが、この親引け株が何多であつたかという点については御承知でございしますか。

○安原政府委員 その点につきましては捜査しているかどうか、捜査が妥当であつたかという報告はまだ受けておりません。

○横山委員 親引け株のうち、この大蔵省の監理官、それから東証の問題の人にそれらが渡つておる。したがつて私は、当然親引け株が何多であり、同時に、親引け株がどういうルートを通じて配布をされておるといふことについては承知をしてなければならぬはずであります、それはどうなんですか。

○安原政府委員 先ほど申し上げましたように、報告を受けておりませんので、捜査をしているかどうかといふことは申し上げるわけにいかないといふことを申し上げたわけでございます。

○横山委員 そんなことは常識的に、報告を受けていないからといって、あなた方がきょう国会でその質問があり、大臣から答弁をしなければならぬときに、向こうが報告をしてきたことだけで、あなたは何にもその報告について質問をしなかつたのですか。あなた方がきょうの国会に対する報告のために向こうから言つてきた、ああ、そうで

すか。あなたがそれを持つてこへ出てきたんですか。あなたが当然そのことについては質問をし、自分が腹に入れて出てくるのが当然ではないのですか。

○安原政府委員 本日は、先ほど冒頭に申し上げましたように、捜査中の事件でございしますので、詳細を申し上げるわけにはいかないといふことを御了承願ひたいと思ひますし、そういう意味にお

きまして逮捕状を請求して勾留をしたという事件についての報告を申し上げたつもりでございします。

○横山委員 納得できません。私もはいま商法を審査している、商法において監査のあり方について審査している。その監査の中で重要な問題は私は二点申し上げたいと思ひますが、一つは親引け株というものが今後どういふような一この件だけでなくこれからどういふ影響を及ぼすかといふことはきつて重要である。同時に、公開価格と寄りつき価格とがべらぼうもない、倍にもなつていく、どうしてそういうことになるのか、そんなに、倍にもなるならばこんなことはどこにでも起こり得ることだ、あらゆる上場のときに起こり得るものだ、そういう感じを私もは当然起こすわけでありまして。したがつて、国会の審議がこの問題の捜査にもろろ関係はあるけれども、少なくともあなた方はこれから商法審査にあつたこの二点について問題の所在を究明しなければならぬ。したがつて、今度の殖産について親引け株がどういふルートをたどつていったのか、そして、この売り出し価格と寄りつき価格とがどうしてこんなに開きが生まれるのか、この二点が究明されなければ、法律体系をつくつたところで商法の審査は絵にかいたもちだ、私はそう思ふのであります。どう思ひますか、法務大臣。

○田中(伊)國務大臣 横山先生、ひとつ御理解をいただきたいのですが、どういふことかといひますと、昨日あなたの重要な御質問があつて私が答弁に立つた、そのときに申し上げたことは、事件は捜査中である、全部は申し上げられませんが、差しつかえのない限度において明日御報告をしたい、商法の御審査を願つておるといふ関係がございしますので、積極的に私はこのことをお答えを申し上げたので、そこでこの重要な事柄が限度を越えて国会に出る、報道されるともの一時間もならぬ間に業者は知ることになりましよう。そういうふうなことになるので、実は文書をつくりまして、きょう御報告申し上げる限度を文書に

ができることすればどういふことが配慮ができるのか、上場の際に、まず第一に公開価格についてこの監査官は了承し得る、それでよろしいと言ひ得る立場にあるのか、親引け株の比率について報告を受け、了承をし得る立場にあるのか、上場基準について報告を受け、これを了承し得る立場にあるのか、それらを了承し得る立場にあるとするならば、それらは局長に報告する義務はないのか、その監査官の裁量にゆだねられておるのか、その点はどうなんですか。

○田中説明員　まず証券監査官の任務でございますが、これは大蔵省組織規程第六条の二の２に規定してございます。「証券監査官は、命を受け、証券取引法第二十六条の規定に基づく検査を実施し、及び令第三十三条第三号に掲げる事務を処理する。」この「令第三十三条第三号」、これを読ま

次に先生御指摘の上場基準、これが監査官の裁量にゆだねられているか、あるいは公開上場価格というものが監査官の裁量にまかせられているかという点につきましては、両方ともそうではございません。

まず第一に上揚基準、これは取引所におきまして上揚規程というのがございまして、そしてそれに基づいて上揚基準というのがきまつてゐるわけでありまして、したがひまして、その基準を満たさない限り上揚できない。そのよう形式基準が充足されてゐるかどうかという審査を事実に行なつてゐるのが監査官でございます。

次に上場価格でございますが、これにつきましては現在引き受け証券会社は業務方法書の中に次のような株式公開価格算定基準に基づいて公開価格を算定いたしますという条項が添付書類として盛り込まれているわけでございます。そうしてその内容は、基本方針といたしましては公開会社と類似する会社を選びまして公開会社と類似会社との一株当たりの配当金、純利益及び純資産について比率の平均を求めまして、そうして当該平均比率を類似会社の株価に乗じて算出することとをきめているわけでございます。そうしてこの項産住宅の場合もこの方法に基づいて算定いたしまして、監査官といたしましてはその算定に計算の

○横山委員　あなたの話を聞いておると、全く本件について問題はない。それにもかかわらず一萬株、千二百万円という金が操作をされて渡されている問題、どうお考えになるのですか。

これは政務次官にお伺いしたいのですが、本件を大蔵省としては、要するに配慮をした、便宜をはかったという事実はなくてあいさつとしてもらった、こういう贈収賄の事実はないというふうにお考えなのか、それとも何かの便宜がはかれたかと思われる、千三百万円の金をもたらすのですから、利益をもちうのですから、それはただのあいさつとは思われぬという、どちらにお考えなのか。

○山本幸三 政府委員　今回の事件は、監督あるいは指導の立場にある大蔵省としてかような事件が発生いたしましたことはまことに遺憾なことでございます。

いま当局から御説明を申し上げましたように監査官の職務権限は、新しく増資をするという場合の審査をする。上場をするかどうかということについての権限は、この岡村監査官の所屬しております課とは別に総務課のほうで上場については取り扱う、こういうことになっておりまして、岡村監査官がこの事務をやっておったわけであります。この募集についての届け出書の効力の発生も原則としては三十日たてば自動的に発生をするということで大蔵大臣が格別の認可行為もしないとい、こういう証券取引法の規定になっておるわけでございます。

お話しのごとく伝えられるところが事実であるかどうか私も存じませんが、私どもとしましては、これは現在捜査中でありますから、捜査の厳正なる検察府の手に待たなければならぬと存

じますが、そういう巨額の金が贈賄されたということであるとするならば、一体その間に何が行なわれたのか、私もほんとうにその実情を知りたいという気持ちでおるわけでありませう。いま刑事局長からのお話のごとく事案が検察庁の捜査にまかされておられますのでその結果を待ちたい、こう考えておるわけでございます。

○横山委員 あなたの御答弁の趣旨がよくわかりません。

法務大臣にお伺いします。あなたは先ほど、きょうの段階では十分な御説明はいたしかねる、こうおっしゃった。しかしそれならば私が要求したいのは一番ポイントの一つである親引株のパーセントです。この場合は四百四十万株が親引株として当初予定されておった。岡村氏にいったのはそのわずか一万株です。あと四百三十九万株が親引株としてあちこちに移っておるわけですね。この問題は今後のためにも必要なんです。親引株が一体最終何株であったか、そしてそれはどこへ流れたのかということが今後の上場問題、商法の審査に対して重要な問題なんです。確かにいまは四〇〇〇株に圧縮自主ルールが確立された。しかしこれは自主ルールでありますからね。七三〇株を四〇〇株にしても、大体親引株というのはどういふところへ流れるか、それによってどういふ犯罪の問題が起る可能性があるかということとは大事なことなんです。したがって適当な機会に親引株の率及び親引株がどこへ流れたかという点について御報告を徴したいと思っておりますが、いかがですか。

○田中(伊)国務大臣 刑事局長もここにおりますので同様の意見と思いますが、なるほど仰せのとおりこれは審査にもちよつと影響のある大事なことです。そこでこれは別に法務省は隠して通らうというふうな意図は全くございません。ございませうが、いま仰せになっておることは、これは大事な捜査の急所ですから捜査のじやまになっては困るということ、そういうことでございませう。捜査の段階が一段進みましてひとつ捜査当局とも

相談をさせまして、そして本日のようにまた一定限度の御報告を申し上げて審議の御参考にするということにいたします。

○横山委員 もう一つ大事なことがございませう。

その親引株の一部が国会議員にも流れておるというわけでありませう。これは私もきわめて重要に考えておるわけでありませう。これが殖産住宅にどういふ関係のある国会議員か、私も多少想像にかたくないのであります。そういうところに流れておるとするならばゆめしき問題である。それがどういふ性格で流れたのか、あるいはあつせんし便宜をはからい、大蔵省との間に介在をしたかどうかという点に触れていきますならば、これはきわめて重大であります。国会議員に親引株が流れていきますかどうか回答をいただきたい。(田中(伊)国務大臣「私に」と呼ぶ。笑聲)どちらでも、両方知っているでしょう。

○田中(伊)国務大臣 笑いごとでない重要な影響のある発言でございますので、本日はちよつと待ってください。

○横山委員 待ってくださいとはどういう意味ですか。あるかもしれぬが待ってくださいというのですか。

○田中(伊)国務大臣 あるとかどうか、あるとすればどうか、四十万株の流れ先いかんといったような事柄については、このたびの捜査の最重要点にこれがあつたわけですから、それで、先ほど申し上げましたように、時期をお待ちをいただきます。おおい隠して通らうという考えはございません。どうぞお願いします。

○横山委員 読売新聞二十六日の報道によりますと「あいつ株の一部は政界や関係官庁にも流れたが、官庁側は自分から要求した岡村、高田以外は、受け取るのを断つたという」この「断つた」というという報道は一体だれが流したか。いま法務大臣のお話によれば、この答弁を拒否なさる。聞きようによつては、ある、けれども言えない。聞きようによつては、わからないから言えない。私はわからないとは言わせません。いかよ

うにもとれるのであります。それで、すでにきのうからきょうにかけて、国会周辺におきましては、国会議員はだれかという話が廊下でいろいろあるわけでありませう。事は重大であります。問題の所在は、政界に波及するとなれば、これはきわめて重要である。殖産住宅に過去から今日までいろいろな関係を持っていられしやる国会議員は知つてゐる、わかつてゐる。そういう人たちの身辺急だという話もある。この点についてどうお考えですか。

○田中(伊)国務大臣 あるともないとも、授受があつたとすれば、あるいは提供されたという事実があつたとすれば、何びとであるかという問題を含めまして、この問題はここに御答弁を申し上げることができない。時期をお待ちをいただきます。こういうことを申し上げておるのでございませう。

○横山委員 大蔵省に聞きませう。一体四百四十万株、表に出たのは一万五千株にすぎない。あと四百三十八万五千株というものが親引株としてあちこちに配られてゐる。もちろんそれはただでやつたというものもあれば、一般価格で買われた、発行価格で買われたということが大部分であろう。逆説的な質問ですから、よく考えて答えてもらいたい。千二百五十円の発行価格である。それは親引株ならずとも、証券会社へ行って、あれで何とかひとつ買つてくれといえ、買える条件下にある。こう考えましたときに、親引株から買ったからそれが贈賄になるという論理が、いま地検がとつておる論理ですね。その贈賄というのは特別な利益を与える、特別な利益がある。ところが、この場合、千二百五十円が岡村が買った。その千二百五十円ならどこでも買えるという条件下にあるとしたら、これは一体贈賄になるのか、ならぬのか。こういう点については大蔵省どう考えているのですか。あなたには答弁できないか——できない。それで法務省に聞きませう。その観点はこういうことなん

でしよう。

○安原政府委員 横山先生御案内のとおり、わいのというの、経済的価値、価格を有することは要しないのでありまして、人の欲望を満たすに足る利益であれば、いかなる利益であろうとわいの性がある、わいのであるということになっておるわけでありませう。この場合において、私どもの理解するところでは、公算価格は千二百五十円であつたが、上場される株であつて将来において値上がりすることが見込まれるという意味において、おそらくその当時においては一つの期待権ではございますが、そういう見込みのある有力な株といたしまして、何人も、株に関心のある者ならば取得をしていただろうという状況下にあるという判断のもとに、それは人の欲望を満たす利益になるといふことで、わいの性があるという判断のもとに、地検は捜査をしてゐるものと理解いたしております。

○横山委員 もう一ぺんその論理をはっきりしてほしいのですが、この品物を買いたい。これはどこでも売つてゐる。しかも千二百五十円である。たまたま殖産住宅のところへ行ってそこで買ったというの、ほかの証券会社へ行って同じく千二百五十円を買つた、自分は銭を出したという点がどうしてわいのなるのかという点を、私は逆説的に聞いてゐる。この点をもう少しだれにもわかるように説明してください。

○安原政府委員 公算価格で取得することが、私どもの関係では、そのとおりのお金を払つて得たものであると、その段階には千二百五十円であつたとしても、将来それが有力な株で値上がりをする、したがって利益が見込まれるという主観的な期待でも、それは一種の欲望を満たす利益に該当するからこれはわいの性があるというように判断してよろしいという理解のもとに、捜査しておるものと思ひます。

○横山委員 私の言うことがわかつていないのだな。これはどこでも買える。殖産の本社で千二百五十円が金銭の授受が行なわれたのであるけれども——そういう仮定のもとに立ちますよ。これは

ここでも買える。ほかの証券会社でもどこでも買える。どこでも千二百五十円で売っている。たまにたまに買った。それが千円で買うならばともかく、五百円で買うならばともかく、同じ価格で買ったのにどうしてわいろになるのか、こういう論理です。

○安原政府委員 失礼いたしました。この事件というのを離れまして、一般論の問題として考えました場合に、どこでも買えるものであるということになると問題でございしますが、どこでも簡単に買えるものではないという状況であろうと思ひます。

○横山委員 わかりました。

その次に、この点はなんですか。殖産へ行って他人名義で買った。その他各義の中には、殖産の某氏が同窓会名義で買わせて、にせの売買代行契約書をつくったという。他人名義で、本人が、実在はしているけれども、全然知らなかったというのでありますが、この他人名義で売買代行契約書をつくったのは、何法の何条違反であるか。

それからその次に、代金の一部を、千二百五十円のものを一万株買ったのだけれども、銭がない。銭がないから殖産が証券会社に代金の一部を立てかえさせたとするならば、何法の何条違反であるか。

それからもう一つは、証券の売買をするについては保証金が必要。保証金なしで行なわれたとすれば、何法の何条違反であるか。

その三つのお答えを願いたい。

○田中説明員 他人名義の株式取得に關しましては、私も証券局といたしましては、監督下にありまして証券会社に対して通達を出しております。これをきびしく、真正な名義をもって売買をするようにということをいっております。したがって、この通達は発行会社には及びませんが、発行会社の親引けについての他人名義の問題は証券局の監督権の外にございしますので、その点に關しまして、そのようなことが起きたらどうい

う罪になるか、立てかえさせたらどうかという点につきましては、これまた法律の問題でございします。で、私の答えでかかぬ立場にあります。

○横山委員 私の質問に各省とも自分の所管の問題で答えてもらわなければならぬ。たとえば大蔵省は、もし証券会社が保証金を取ってないとするならばどういふことになるのかという答えはしてもらわなければならぬ。

○田中説明員 公開上場株の取得に關して保証金を積めという規定はございせん。一般論といたしまして、たとえばこれと離れまして、信用取引等におきまして委託保証金率とか現金の預託率、これを規制に違反して証券会社が行なっている場合には、そしてそれが検査の結果わかつたような場合にはそれ相當の処置をいたしますし、取引所におきましてそのようなことが起きますれば、注意を与えるなり戒告をするなり、場合によつては信義則違反ということで処置、処分を行なうこともあるかと存じます。

○安原政府委員 申し込み書に他人名義を使用するということはおそらく私文書偽造の問題になるであらうし、金融の便宜を受けるということとでわける性を持つ場合があるかと存じます。

○横山委員 政務次官にお伺いしますけれども、大蔵省は最初、東郷の脱税事件が起きてから以來、これは東郷の脱税、個人の脱税として証券法の問題ではないと新聞記者に語られた。ことさらに証券法に關係のないという立場、それから証券行政に關係がないという立場、こういう立場をわざと強く堅持をいられた向きがあるようであります。今回もまた、これは地検のあり方にもよると思うのでありますが、ことさらに贈収賄に限定されておる、そういう感じが私はいたします。証券法にどうして關係がないのか、証券法違反の事実は皆無であるか、その点について法務省に伺いたい。

○安原政府委員 もう御理解いただけると思いますが、現在は贈収賄ということで捜査をしておりますので、今後どういふ発展を遂げるか、した

がつてそこに証券取引法違反ということに発展するかどうかということは、私はいまのところでは申しかねるということで、ないということとは言えないと思ひます。

○横山委員 時間がありませんけれども、もう一つ大事な点を伺ひます。

発行価格が千二百五十円、そして寄りつきも二日間うちに倍になつてゐるのです。二千五百円台ですね。そしてすでにこの岡村は、数日のうちにこれを放出して千二百万円をもうけておる。この発行価格と利付け価額がかくも開くということはどう考えられるか、大蔵省に伺ひたい。

○田中説明員 公開価格に關しましては、先ほども申し上げましたように、類似会社をとりまして、それとの権衡におきまして価格をはじいておるわけでございします。したがって、理論的にはそこに落ちつく価格であるというふうに考えられるのでございしますが、株式市場におきましては新しい投資物件として未知の要素も多く、投資者の期待感を集めやすいという事情はあるかと存じます。ただ、これは当日にならなければどうなるかわからない性質のものでございまして、たとえ本年に入りまして公開上場を行ないました銘柄についてみまると、公開価格と始め値の買ひ売り状態は三割未満にとどまつておるものが全体の八割六分を占めておりまして、したがって昨年の十月に起こりました殖産住宅のような例はきわめて珍しい例だつたわけでございします。

○横山委員 きわめて珍しいと人ごととみたいに言つてよろしいのかどうかというのが私の質問の焦点なんです。千二百五十円として、発行価格が法律に基づいて目論見書が大蔵省に提出された、そのときに担当者や歴戦の士でありますから、常識的に、これはさて発売になつた場合にはとてもこのくらいになるという見通しができなかったものか、それから七三割の親引けが異常である、どうしてそういう感覚が起らなかったものか、まことに私はふしぎに思ふのであります。したがつてそれは単に、あなたが言うように、その岡村個

人の裁量権にゆだねられるものでないとするならば、課長だつて局長だつて、千二百五十円が妥当であるか、七三割の親引けが妥当であるか、どうしてそういう疑問が生じないのであるか。もしもそれを、担当者を信用してそうだとするならば、千二百五十円が異常なほどの値上がりをするということが予知、予見できたとするならば、もうすでにそこには大きな親引け株の配付による利益が予想できる予見できる。これらの上場の各種の例をいろいろ調べてみますと、あいさつにあらへ持つていったりこちらへ持つていったり、それは確実に株をはけるためにひとつ引き受けてくれという場合が普通であるけれども、この場合においては全く利益を予見できる、あまりにも予見できる利益をあらちから持つていった。だからこの証券局の御本人も一萬株を自分から要求するということは、容易にこれがばく大な利益が生ずるといふことを予見しておつた。本人が予見しておるのに、どうして本人は千二百五十円という発行価格で了承を与えるのか。まことに七三割という親引け株はあまりにも株価操作が自由に、しかもそれをもちつた人たちはばく大な利益が受け得られるというところが明白な事実ではなかったのか。そういう点についてまことに私はふかしき千萬金とである。大蔵省にしたつて、東証にしたつて、その關係者が、しろうとでもわかるようなこれらの客觀的事態というものを見抜けなかつたはずはない。見抜いておつたからこそ、伝えるところによれば殖産の本社で要求して一萬株を受けたという、こういう点について一体どういふふうにかれからは正さるべきものか、審査にあたつてこれらを除去するためにはどうあるべきか、証取法を改正するとならば、あるいは上場基準を改正するとならば、発行目論見書の基準を改正するの言うのによれば、關係業者と個人的なつき合ひはするな、これはまあ普通のことである。もう一つ、公開株に手を出すなという内規があつたやうである。ところがそれはこういうふうにかの殖産

株ばかりでなく他の株にも手を出してゐる。まことに情報的確に把握できる監督官が株に手を出すとするならば、全部が全部もうかると思ひませんけれども、しかしまことに有利な地位にある。もしそういうことが許されるならば、建設省の都市計画、道路計画をやる担当者は土地を買うであらう。運輸省で新幹線が引かれるならば、総理大臣以下——そういうことを言うところによつてまた語弊があつて懲罰にひつかかるかもしれないが、みんなそういう担当者が自分の地位を利用するならば同じことができるではないか。一体今回のこの殖産住宅の経験はどういうふうな今後生かすべきであるか。商法の改正にしても証券法の改正にしても、またこの上場基準や目録見書やあるいは庁内におけるあり方についてどういふことが考えられるのか、政府は今後どうしようとするのか、その点について法務省と大蔵省の御意見を伺いたい。

○山本(幸)政府委員 今回の事件たいへん遺憾であります。こういう事件が今後起きないようにするためのいろいろな制度あるいは慣行あるいは要すれば法律の改正、そういうことも今後考へてみたいと思つておるわけでありま。ただいま御指摘の証券局の職員がそういう株式に手を出したということにつきましては、従来とも証券局の職員は株式の売買等には、これは親からもつた株を手放さなければならぬ場合とあるいは増資があるとかそういう場合もありま。けれども、そういう場合は常識的に判断すればいいのであつて、原則としてこういう売買に手を出してはならない、こういうことを部内としてはかく戒めてきたのにこういう事件が起きたということにつきましては、今後とも一そうの戒心をしてやつてまいりたい、こう考へておるわけでございます。

○田中(伊)國務大臣 私の立場では事件の処理でございますが、事件の処理に對しましては捜査を遂げました上で厳正公平な態度で対処をしたい、こう考へます。

○横山委員 たいへんこれだけ具体的な問題を提起してゐるのに、抽象的なお二人の答弁で残念であります。特に法務大臣は、この殖産住宅の処置について厳正公平であることはあたりまえである。あたりまえであるが、私のきょうの質問の焦点は、商法にどういふふうな生かすか、証券行政にどういふふうな生かすかというのを質問しておるであつて、厳正に処置をしなければならぬのはあたりまえのことではありま。せんか。

大臣、時間がございませんで、私の質問これで一応終わりますけれども、後日、先ほど注文をいたしました親引け株がどういふふうな配付されておつたのか、それから特にわれわれ国会議員として看過することのできない国会議員に対して親引け株がどういふふうな配付されておつたのか。回つておつたとしてもそれに間違いのない方であるのか、あるいは便宜をはからつた贈収賄に關連する方であるのかという点につきましては、これは容易ならぬことですから、あまいなことになさるぬように、適當の機会に御報告を求めたいと思ひます。

私の質問を終わります。

○中垣委員 次に、赤松委員。

○赤松委員 実はこの国士館大学の問題は單なる刑事問題ではなくて、これは言うまでもなく善隣友好の立場から言へば重要な政治問題であります。

きょうは大平外務大臣の出席を要求しましたが、外務委員会と重複しましたので、来週本委員会に出席をしてもらう、こういうことになっておりますが、きょうは法務大臣の田中さんでなく、田中内閣の閣僚の一員である國務大臣としてのあなたに、政府の見解として私はただしたいと思ひます。

まず第一にお尋ねしたいのは、例の関東大震災の際に六千人にのぼる朝鮮人が一部の扇動者の手によつてたいへんな迫害を受けて、中には虐殺された者もあります。これはあなたも十分御承知のところであらう。それからいま日弁連を中心に戦前の朝鮮人虐待の実態を調査するために日本弁護士連

合会人権擁護委員長の尾崎弁護士を団長として總勢二十人の調査団が北海道を調査してあります。この調査の過程で次第に明らかになつたのが、朝鮮におきまして通りがかりの子供を拉致して、そしてこれを北海道に持つていって強制労働をやらせておつたという事実、さらに朝鮮の婦女子を二百人拉致して、そして北海道に連れてまいりまして、強制的に慰安婦、つまり売春婦として遊郭の一角に閉じ込めて、そしてこれを虐待しておつたというふうな事実、数えあげれば、ここに資料がたぐさんございませけれども、やがて私はこの法務委員会におきましてこの事実を明らかにしまして、そして今後の対朝鮮外交政策の一つの資料にしたいと思つておるのであります。これらの戦前の、民主主義の観点からいへば人権じゅうりうん、外交的に言へばこれは侵略行為です。こういうことについて國務大臣田中伊三次としてどのようにお考へになつておるか、この際あなたの政治的見解をお尋ねしたい。

○田中(伊)國務大臣 具体的な事案に關する意見であります。私の所管以外は答へができません。ということになるわけでございますが、先生のおことは一般論としてお聞きをいたしておるわけでありま。北海道にそういう資料がどうもありま。そうに私も思ふ。それから戦前のわが国の反民主主義的な暗い時代、この暗い時代におきましては、先生のお説のごときまことに、陰湿な、見ようによりましては残酷さきまるといふ方が徐々に行なわれておつたのではないかと存じます。そういう資料がやがてだんだんと出てくることと存じます。こういう資料の背景というものを將來の朝鮮政策の政策の上に生かしてまいりたい、反省とおわびの気持ちをも十分に腹に入れて、そして対朝鮮政策というものを外交政策もこれを移してい

反省の資料として過去の暗い時代のごときといふものを生かしてまいりたい、こういう心持ちでございます。

○赤松委員 おわびをするという気持ちは私は當然だと思ふのです。田中総理が北京に参りまして周恩来総理と会いました際に、たいへん御迷惑をかけた、つづしんで中国におわびをした。それが今日日中国交回復の外交の基調になつておると思ひます。したがつて、中国以上に被害を与えた、被害国である朝鮮に對する政府の態度としてはいまあなたがおっしゃつたような態度でなければならぬと思ふのです。

そこで、お尋ねしますが、すでに世界保健機構に加盟を見た朝鮮民主主義人民共和国、そして韓国政府は国連への二國の加盟についてはこれに反對しないという態度を表明し、金日成主席は高麗連邦共和国建設、これを行なつて朝鮮民族の統一をした後に国連に入らうではないかという提唱をしてあります。そういうように、もうこの秋国連總會でたな上げ方式はだめになる、いよいよ朝鮮民主主義人民共和国の國際的地位を認めざるを得ない、こういう状態になりつつあるにもかかわらず、なお今日朝鮮民主主義人民共和国に對する敵視政策の一環として、祖国への往來の自由を認められない、これは一体どういふことですか。

○田中(伊)國務大臣 赤松先生、この祖国往來、日本のことばで再入國、こういう祖国の往來ないし再入國を認めないといふことはその話とは別の観点で考へていただかなければならないのではなからうか。と申しますのは、統一を急願するわれわれの心持ちであるにかかわらず、現在とはにかく南朝鮮と北朝鮮が別個獨立に分かれておる、こういう事情でございます。困つたことには、南朝鮮は日本の立場から申しますと承認國、北はだんだん仲よくなつてきてはおりますけれども、何といつても非承認國である。そこで承認國と非承認國とを全く同様に取り扱うといふことは國際法上できないのでせう。そこでやむを得ず北の關係の入國の問題、再入國を含めまして、北との往來の

問題は、わが国の利益に反せざる限りにおいて御便宜をはからう、こういう態度が本来のわが国の外交並びに内政の態度でございます。

そこで、私は昨年の十二月に法相としておつとめをすることになりました。以来の方針は、ほぼ御存じのことと存じますが、こういうことで困るといふ具体的な利益の侵害が考えられない限りは、先生の仰せになる往来、ことに再入国、ことに人道ケースの再入国というふうなものについては、でき得る限りこれを大幅に認めていきたいという考え方を打ち出しまして、次官以下の事務当局にも十分徹底するようにこれを申してあります。さうばりて、具体的にこういう申請が出た、ああいう申請が出たという場合には、これはいいじゃないか、この程度はやつたらどうかというふうな指導して今日に至っております。しかし、韓国と比べますと、北朝鮮の人民共和国関係のところからおいでになります場合には、幾らか窮屈はまだとれていない、だんだんとりたい、だんだん取りはづしていききたい、こういうふうな考えでおるのでございます。

お尋ねはございませんけれども、御参考申し上げますと、その考え方を日本は全世界に徹底をしていかなければならぬのだ、こういうふうに私は考えております。ベトナムの問題についても、北ベトナム、同様に取り扱うべきものだ、こういうふうに考えております。また、南ベトナムも、本来の南ベトナム・チュウ政権と臨時革命政府と称せられる対立した関係がありますが、こういう関係でも、事人権ケースに關します限りにおいては、こういうものも国境を越えて考えたい、こういう考えをもつて、現にそれは実施してきておるのでございます。しかし、まだ十全でございませんで、おしかりのことはよくわかるのでございませうけれども、そういう考え方を力を入れておるところでございます。

○赤松委員 前段は政治論で國務大臣としてたいへんうっぱな御答弁、後段になると田中さんの本性がだんだんあらわれまして、法務大臣としての法律論、そうすると、あなたは——戦前の憲法と戦後の憲法は違ひますけれども、日本民族は敵として生存しておるのです。そうすると、戦前の行為についてはおわびをしなければならぬというように責任を感じていらつしやる。戦前日韓併合と称して、そして軍隊を朝鮮に派遣して、強制的に日韓併合をやらしたという歴史はベトナムと違ひます。これは朝鮮特有の侵略の歴史的事実です。そういうことを前提として政治的に考えるならば、単に承認をしないという一片の法律論でもって片づけるわけにはいきません。

もう一つは、いまは朝鮮は統一の方向に向かっているのです。ところが、昨年度連日において日本政府はたな上げ論に同調して、韓国政府を支持して非常な策動を展開した。私、この間、廖承志さんのレセプションに招かれまして、ホテルニューオータニで各大臣の態度を見ておりましたけれども、実に醜態でした。中国代表団の肩をたたいて、そしておせじたらたら、元気で帰ってくださったと言っている。その日本政府の閣僚の中に、昨年度外務大臣をやつておりました、国連で中国敵視政策をやつて、その策動を展開してまいりましたいまの大蔵大臣の愛知君の姿がありました。彼はべこべこ頭を下げながら中国代表団にお追従したたらなうです。これは一体何たることですか。これは日本外交の無定見さ、不見識を暴露したものです。一年後の国際情勢がわからない。一年後の歴史の流れがわからない。その洞察力のなさ、無定見さ、まさにきわまれり。私は何もそこで愛知君が肩を怒らして、中国代表団と接せよと言っているのじゃないのです。ないのだが、一年前は敵視政策で奔走している、一年後にはそういう態度で接している、そこに問題があるのです。私はどうせ来週は大平外務大臣を呼びますから、これ以上あなたに対して申し上げませんが、いま法務大臣として、未承認国ではあるけれども、しかしできる限りのことをしている、こういうふうにおつしやいました。私は法律論の中に引きずり込まれるわけではないけれども、そこでせつかくの御答

弁ですから、それでは朝鮮民主主義人民共和国に対して、在日朝鮮人の往来の自由についてどの程度今後認めていく考えでございませうか。

○田中(伊)國務大臣 結論を申し上げますと、できるだけ大幅に認めていきたい。そして、私がいつまでもおるものかわかりませんが、できるだけ大幅に認めていくべきものだ、という考え方を、そういうレベルを一つ引いておきたい。現にその方向に努力をしております。まず先生仰せの再入国問題で、人道ケースというものは四の五の言わずにできるだけ大幅にこれを認めていくことにしたい。続いて往来についてもこの努力をした

い、それが先だ、続いてベトナムだ、こういう考え方でございませう。

○赤松委員 最初にちよつとお尋ねしておきますが、人道上のケースというのは具体的に何と何をさしますか。

○田中(伊)國務大臣 これ、広範囲に見るとずいぶんございませうけれども、具体的に申し上げますと、たとえば親、子供、妻というような者が現に北朝鮮におる、これだ、いづれもございませう。それからそれに会いたい、会つて日本へ戻りたい、再入国になります。これはたいへん同情すべきもの、人道ケースの最たるものでございませう。お年を召されたおとうさま、おかあさま、おじいさま、おばあさまが北朝鮮にいらつしやる、これに会つてきたい、当然のことでございます。人道ケース、これ以上のものはございませう。それから御先祖の墓参りをしたい。この間も、墓参りをしたいというので、調べてみたら墓はなかったという人もあるのですけれども、墓が存在する限りは、墓参りをしたいと言われたら、ほかの御用を兼ねて旅行をしたと仰せになつても、この場合は人道ケースと認めなければならぬ。これに類するような人道に關する事柄、これをとらえまして人道ケースと申しております。

○赤松委員 きょうは国士館大学の問題です。この問題につきましてはまたあらためて御質問したいと思ひます。

私の強調したいのは、国士館大学の問題はなぜ起きたんだらうか、あの朝高生徒に対する暴行事件がなぜ起きたんだらうか。この前々回の法務委員会における同僚稲葉君の質問に對しまして、法務大臣は、若い者だから元気がよくてといううような答弁をされました。私は、ここにいる資料を持つておりますけれども、国士館大学の朝高生に對する暴行事件は、単なる若い者の行き過ぎとかあるいはけんかではなくて、これは先ほど指摘した関東震災にも見られるような、その後の対朝鮮侵略政策に見られるような大國主義あるいは朝鮮人に対するべつ視、こういうものが根底としてずっといまの社会構造の中に流れている。少なくとも反動勢力の中には流れている。たまたま国士館大学で発生した事件というものは、そういうべつ視觀念あるいは敵視觀念、あるいは特殊なあのそこにおける差別教育が、こういう結果を生んだものであるというように私は判断しております。

もちろん一般市民に對する暴行事件もありましたけれども、朝鮮高校生に對する暴行事件は今度だけではないんですよ、しばしば起きております。そして法務委員会ではしばしば問題になっております。これが系統的に歴史的にずっと行なわれておるといふことは、いま言ったようなことが原因をなしておるといふように考えますが、あなたのお考えはいかがですか。

○田中(伊)國務大臣 このたびの事件の発端は、新宿駅の事件でございませう。続いて起こりました高田馬場事件というものは、なぜ起こつたかというところを調べますと、新宿事件のやり返しだといつておるんですね、大体そのようです。そういう点から見ますと、どうも先生仰せのように、私は心配をしております。民族の偏見ないし民族的な差別というところでは、朝鮮の高校生とが、動機、原因になつて、朝鮮の高校生とが、事起るというところになります。これはまことに重大なことでございます。そこでだんだんその点につきまして捜査の段階を過ぎて、家庭裁判所も調べておりますが、こちらでもずいぶん

調べておるのでありますが、今回の事件は先生どうも、単純なやり返しやり返しエスカレートしてこういう状態に発展をしたということに判断をすることがなりそう、まだ結論が出ておるわけじゃないけれども、どうも傾向はそういう——私は非常に心配をして打診をしてみますと、どうもいままでの捜査の結果では、民族的偏見が基礎にあつて、それがもとで大問題に発展をしたんだということではないと見られるようでございます。まだわかりません。それで捜査の終了を待ちまして、家庭裁判所の意見も一方において聞いてみて、両方がやっておるものでありますからこれも聞いてみて、そしていよいよ民族的偏見に背景があるという場合には、これは相対的な対策を講じて根絶をはからなければならぬ。その具体的な方法としては、何といひましても子供を預かっておるのは学校でございます。何といひましても学校は何をしておるかという態度でなしに、学校当局と懇談をしてみ、警察の調べたところはこういうものかということをよくひとつ知っていただく。この仕事は文部省の所管の仕事でございますので、まず第一にこの資料を学校当局に見ていただく。そのやり方は文部省を通じて、文部省と懇談をして、文部省の手によってこの事実を示して、そしてやっています。できれば文部省と学校当局、法務省——こへ家庭裁判所を引っぱり出すことはどうかと存じますので、まず法務省とよく懇談を遂げまして、一体学校の教育方針自体が民主的であつて、封建思想の残滓ともいふべき旧時代の考え方で学校教育が行なわれておるというような事態がありとすれば、この教育の基本方針、教育の根幹をひとつ改めてもらふことには、こういうことは根絶できぬのではないかとということが私の意見でございます。具体的結論を得ました上で、文部省とまず相談をいたしまして、学校当局も加えましてよく懇談をして、これを行っていただきます。私が言うのは少し行き過ぎておりますので、これは文部大臣におっしゃっていただければ適

当なものでありますけれども、そういう努力を私のほうでもしてみたい、こう思っております。

○赤松委員　ただ一つ、あなたの認識と私の認識と違ふのは、たまたま暴行事件が発生した、それが動機となつてエスカレートしていったというのでなしに、その根底には民族問題がある、少なくとも学校教育の産物である、こういうように私は考えています。前々回の委員会ときに、あなたが退席したあとではよくはその点を指摘しまして、特にその点に重点を置いて調査してくれということを希望しておきましたが、あなたと私の考えの違いを指摘して次に移ります。

文部省のほうへお尋ねしたいのですが、第五十一回国会の、これは昭和四十一年の四月十五日です。この委員会、当時大久保武雄君が委員長をしておりました。そして本委員会におきまして、いま法務大臣が言いましたように、これは単なるけんかであつて、民族差別教育の産物としてこういう問題が発生したということ、朝鮮人高校生の人権擁護に関する件、及び国士館大学の鹿島という教授の人権を擁護する件に關しまして本委員会の問題になつたわけでありまして、その際国士館大学の学長の代理として参考人に横山という人を喚問しました。その喚問の議事録がここにございまして、時間がありませんから逐一申し上げることはいたしません。文部省には言うまでもないことでありまして、さきに、日本国憲法を確定し、

確立するため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的)　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条(教育の方針)　教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するために、は、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

と示しております。しかも、この基本法につきましては本委員会でも問題になりましたし、それから日本弁護士会の人権擁護委員会におきましてもこの問題が取り上げられました。自來、もう八年近くたつてゐる。日弁連人権擁護委員会が取り上げてからもう四年たつてゐる。しかるに学校の教育方針は、いささかも変わっていない。文部省は国会で問題となつて、そして国会におきましても学校の民主化のために努力するということを政府に約束されました。委員会でも問題になつてから八年間、日弁連の人権擁護委員会でも問題になつてから四年間、一体文部省は何をやつていたのですか、答弁してください。

○安養寺説明員　先回いろいろ問題がございまして、文部省としても当時たいへん憂慮いたしまして、関係大学の方々とずいぶん相談を申し上げまして、大学のほうへ直接視学員であるとか関係の局課の人間が参りまして、具体的な改善案を練ることいろいろと力を注いだわけでございまして、四十二年の初めになりまして、大学から幾つかの指摘に対する改善計画というものが出来まして、これはたいへん遅々としてわれわれは申しわけないのですが、そういうことが改善の軌道に乗るというようなことになりましたので、いろいろその行くを見守つておたわけです。前回、前館長がなくなりました新館長になりました際にも、事務次官から大学の教育のあり方等々いろいろと御注意を申し上げるというようなことで、努力は徹々たるものではございますけれども、續けてまいつております。

今回またしてもかような暴力に及ぶような不祥事が出ましたので、前回十三日の委員会では、さっそくそのときにおける模様を申し上げたわけでございしますが、横山委員からも御指摘もございまして、私のほうへ学長に来ていただきまして、その後何度も常務理事などにも御往復願つておるわけでございしますが、いろいろの暴力に直ちに根絶すべきである、またその関係者に遺憾の意を表する、具体的な手だてをとるべきである、これは強く申し上げました。そしてその他、大学もたくさんのお学生をお預かりしておるわけでありまして、その父兄も心配しておる、また世人の多くの方に御心配をいただいております。申し上げまして、巷間いろいろ御心配の、本学の教育の方針、教育のあり方にその根拠があるのではないかとこの点について、大学のき然たる改善策を求めて、それが直接の原因と申すほどではございませんが、さうさく大学の中にも学園近代化委員会というやうなものが責任者の構成によつてできまして、すでに大学の機構組織、学生の生活、学外を通じてのいままでやつておりました諸行事、あるいは教育課程について基本的にこの際衆知を集めて検討するといふかたい決心と具体的な手だてがこちらのほうへお返事としてまいつておりますから、われわれといたしましては、これを強く信用をするという形で、一刻も早く善処方を具体のものとして皆さん方のお目にかけたいと、あらためてまた努力をしておるわけでございまして。

○赤松委員　昭和四十四年五月十四日に東京弁護士会人権擁護委員会が報告書を出しております。この報告書で勧告をしておりますけれども、その後一向に改まらぬ。新聞が連日報道しましたように、学校の教育方針、それから教育の内

答、そういったものを週刊誌も取り上げておりま
す。私は学校へ直接行ったことはありませんけれ
ども、これらの新聞の取材記事を通じて見まし
て、いささかもこの偏向教育が直っていないとい
うことを指摘せざるを得ないのです。

まずこの東京弁護士会の人権擁護委員会の当時
の報告書を見ますと、「教育基本法第六条に明定
の通り、これは偏向教育の事実をあげておりま
す。「私立学校といえども、すべて法律に定める
学校は、公の性質をもつものであるところ、公の
性質を持つてゐる私立の学校でも、「被提訴学園
の館長である被提訴人柴田徳次郎はこれを私物化
し、後述の「選権銀行倶楽部」なる極端な偏向
を内容とする政治組織を学園にもちこみ、或いは
現行、日本国憲法を「大法であり、大の法律です
よ。「大法であり、詐欺文書」であると、同学
園の学生、生徒に対して公言するなど、偏向教育
をなしている。而して別に、東京弁護士会人権擁
護委員会に提訴されている、朝鮮人高校生に対す
る被提訴学園高校生による、暴行事件は、右偏向
教育の現れにはならない。「右偏向教育の現れ
にはならない」という、この点は法務大臣の認
識と違ひます。すでに四年前にこのことが指摘
されている。かかる偏向教育は教育基本法ならび
に、日本国憲法の精神に反するものである。」そし
て、その具体的事実をすつとあげて、「選権クラブ
のかかげる政綱の主なるものを摘記すると、一、
日本から占領軍の原爆政治の大洪水のあとを掃
除する。一、天皇の御心のままの政治。一、国防
を強化して(イ)漁民が日本海で朝鮮人に、北洋沖で
ソ連人に無法に拿捕されず安心して出漁できるよ
うにする。(ロ)日共の革命暴動を応援するソ連、中
共の侵入を自力で撃退し得る国防力を充実する。
(ハ)アメリカとソ連が戦争する場合は樺太、千島を
取り返す實力を準備する。一、共産党を法律で禁
止する。ストはすべて三ヶ年禁止する。一、国民
の祭日に、三月十日陸軍記念日、四月二十一日及
び十月二十一日靖国神社祭、五月二十七日海軍記
念日等を設ける。一、外交ではソ連、中共と復交

する条件のうちに、(イ)ソ連、中共は彼等が飼育し
た日本共産党員、社会党員を全員即時、引き取る
こと、(ロ)引き取られるわけだ、中共、ソ連
に、即時、引き取ること、(ハ)樺太、千島の即時返
還、(ニ)ソ連が戦争の際、日本人を強制労働させ婦
女を暴行虐殺した謝罪及び賠償として、ウラル以
東(西シベリアと東シベリアと極東シベリア)、
シベリア全域合計面積千三百三十万平方キロ(日本
領土の三十一倍)を日本に割譲すること。などで
あるところ、第一、これらの政綱は明らかに憲法
に違反するものであるが、これが実現のための政
治組織を学園内に設け、運動を展開することは、教
育基本法第八條第二項に違反し憲法が保障する基
本的な人権としての学問思想の自由、その他の権利
を脅かすものである。」ということが提訴をされま
して、そしてその結果、東京弁護士会の人権擁護
委員会が結論として、「以上の通り、被提訴学園
ならびに被提訴人柴田徳次郎は、被提訴学園にお
いて、学生に対し偏向教育をなし、前記の如き政
綱に基く、政治的活動を強制していたと認められ
るのであるが、かかる被提訴学園ならびに被提訴
人柴田徳次郎の偏向教育及び政治活動と、その学
生に対する強制が教育基本法第八條第二項、同法
前文に違反することは明らかである。」というふ
うにいたしまして、そしてすみやかに学園の民主
化を行なうよう勧告をしています。

さらに、あの国士館高校の中で行なわれました
解雇事件につきまして、東京地方裁判所は昭和四
十六年八月二十三日、次のような判決をくだして
います。「本判决は、その解雇事由のうち一部は認
め難いとしながらも、その多くの事実を認めた。
しかし、いずれも、その動機、実害を考えると、
解雇事由とするに足りるものではなく、これら
は、真の解雇事由を隠すための口実としか
思われたいし、その真相について判断を
進め、真の解雇事由は、被告学園の代表者が、原
告ら一部の教員が学校運営の民主化等を目的に始
めた親睦会の活動を嫌忌した点にあるとして、右
解雇を解雇権の濫用であると判断した。以上のよ

うに解雇無効の判決をくだしているのです。ずっ
と続いているのですけれども、文部省がいまごろ
柴田を呼んで、そして学校民主化について相談を
するといふような、なまぬるい態度でよろしいの
でしょうか。こういう憲法違反を行ない、教育基
本法に反するような教育方針をとつておる学校を
どうしてもつと強力に指導しないのか。どうい
う教育をやつておるかという内容を私これだけ資料
を持つてゐる、これだけ……。ここで一々申し上
げることは煩瑣ですからやめまされども、もう
諸君は新聞で十分知つてゐるでしょう。朝日も読
売も毎日その他主要な新聞は全部これを取り上
げている。そしてその具体的事実を報道してい
る。重ねて文部省は、こういうずつといまなお続
いている学校の偏向教育に対して、あるいは憲法
違反もしくは教育基本法違反の行為に対して、ど
ういふように指導するのか、いまの答弁じゃ納得
できません。さらに答弁を要求します。

○安養寺説明員 前回の事件以来、いろいろ問題
があつたわけですが、文部省もこれはや
り方には限度もございまして、個々の教育内容を
とかくといふようなことは控えるべきである。私
学でございまして大学でもございまして、そう
いふような慎重な態度をとり過ぎておるといふよ
うに、あるいは煮え切らぬ部分もございまいし
けれども、まあ今回の事件を、災いを転じて福と
なすといふこともございまして、せつかく大学
のほうもいままでに見られないような新しい決意
で学園の近代化にいろいろの責任の体制をもつて
臨む、しかもその具体の結論を出したい、こうい
うようなことでもございまして、その決意を激
励して、できるだけ早くいま御指摘のような疑い
のないように、また名実ともに学園らしい教育が
そこで行なわれるように努力をするということに
文部省の立場も尽きるのじゃないか、かように考
えておるわけですね。

○赤松委員 そんな答弁はもう八年前に文部省は
しているのですよ。それからちつとも直つてない
んだ。いつまでにそれをやるのか。学校の教育方

針を教育基本法にのつとつて変えさせる、それを
いつまでにやるのか、はっきり答弁しなさい。

○安養寺説明員 まあこれは文部省がいろいろ立
ち入つて、あれをどうこうせよとか、いろいろの
諸規定をどのようにせよといふようなことを強力
に御指導いたしますにせよ、限度がございま
す。大学のほうの努力を大いにわれわれとしては
エンカレッジするといふ立場にございまして、
せつかくこのところ先ほど申し上げましたような
テーマごとに急ぐといふことでもございまして、
早いものは夏休みまでにはいろいろと具体的な姿を
もつて文部省とも相談をしたい、かような申し出
もございまして、ぜひそのような誠実な努力を
していただくように考えております。重々いまま
での怠慢についておしかりを受けることは当然の
筋とも思ふのでございまして、おのずから
文部省の立場にも限度がございまして、今回はそ
ういふような明るい見通しもございまして、努力
をしたといふ、重ねて恐縮でございしますが、かよう
に申し上げるわけにございまして。

○赤松委員 それは答弁にならぬですね。それで
学校に学生の心得といふのがありますね、知つて
いますか。これを廃止させなくてはいいかと思
うのだが、どうですか。内容を知らなければよく
説明する。どうですか。

○安養寺説明員 過日、関係のそういった集まり
もございまして、責任の当事者が改善すべき事柄
の一つにこの心得といふものがございまして。ぜひ
これは直したいといふようなことを申されてお
りますので、われわれとしてもそれはよろう、か
ように対応しております。

○赤松委員 それから学長の訓話の中には「ソ
連、中共は日本の安寧を破壊する在日朝鮮人運動
を即時停止すること。」つまり在日朝鮮人がソ連や
中共に扇動されている、そして安寧を破壊する政
治行動をとつてゐる、こう言ふのです。「現下の日
本の社会不安政治混乱は領土の鶏舎が狭すぎてエ
サが足りないのが大きな原因であります。そこで
鶏舎の広すぎるソ連から(略)シベリアを割譲さ

せて極東シベリア一帯の日本の十倍ぐらゐの土地を日本の専有領土にしなければなりません。こう言っている。あなたこれは何たることですか。これが平和憲法に違反していませんか。教育基本法に違反していませんか。こういう学長の訓話を許しておいていいのですか。よく懇談してなんて、懇談したって直らないですよ。これで文部省はしゃあしあとして、いやだんだんいい方向に向かっていますとか何とか、そんななまぬるい態度ではだめだ。こういうことが朝鮮高校生を襲撃する動機になっているのですよ。つまり朝鮮民主主義人民共和国の籍を持つ朝鮮人というものはソ連、中共の扇動を受けて、そして日本の政治の混乱をはかっているのだ、こういうことを総長が訓話でもってやるのですから、だから多くの青少年がああそうかと思つて、そしてそういうような暴力事件を起こすことになるのだ。根本はここにあるのですよ。なぜこれを直さないのですか。これを直さなければ何ばでもこの事件は起きる。帝京高校ですか、あそこもしばしば朝高生と紛争が起きたけれども、その後学校の方針を変えて、いまゲームなどをしはばやめて、そして非常に友好関係ができていっているでしょう。なぜそういうふうな指導しないのですか。こんなにかけた訓話というのはあるのか。これは一九七〇年代ですよ、一九三〇年じゃないよ。文部大臣によく言っておきなさい。もう一ぺん約束しなさい。こういう偏向についてはいつごろまでにこれを直させると。

○安養寺説明員 われわれも最近の内外の事情は大学の責任者に詳しく申し伝えておりますし、文部省自身の改善に対する要請もはっきり申し上げておりますが、なくなりました館長が存命中そういうようなことを学生に訓話しておつたということも知っておりますが、いろいろとそういう点について、いついつまでにと、先ほど申しました文部省の立場もございまして、日限を限ってお返事はいたしかねますけれども、これは大学並びに文部省の……

○赤松委員 文部大臣を本委員会に出席させるように努力をしてもらいたい。

もう一つは、国士館大学の柴田総長などを参考人として呼んでもらいたい。これは昭和四十一年に呼んでいるのだから呼ばないわけはない。これを私は要求します。

そして法務大臣に言っておきますけれども、あなた調査するということをこの前の委員会でも約束した。その後どういうふうに行っていますか。当然現行犯で暴行を加えた国士館大学の学生はそれぞれ起訴されるか、あるいは処罰されていると思うのだが、どうなっているか。

○安原政府委員 お尋ねの件は、例の新宿駅の凶器準備集合という事件と、それから高田馬場の襲撃事件というところと存じますが、新宿駅の事件につきましてはすべてこれ、大学生とはいいながらいいゆる二十歳未満の少年でございまして、東京地検を経由いたしまして目下東京家裁で審理中でございまして、結論はまだ得ておりません。もう一つの国電高田馬場駅の事件につきましても、現在まだ東京地検で身柄を勾留をしておられるのでございまして、ただ、大臣も申されましたように、法務省といたしましては当委員会における大臣のお約束もございまして、当然のことではございまして、東京地方検察庁に、この種暴力事件の背景として特にその動機についてはよく調べてもらいたいという要望を申し上げ、当然検察庁でもその点は留意いたしまして調査をしておられるわけですが、先ほど申しましたようにまだ勾留中の事件でもございまして、詳細なバックグラウンドについては報告を得る段階に至っておりませんけれども、家裁に送致した少年事件の調査の過程におきましては、先ほど大臣も少し申されましたように、結論から申しますならば、民族的な差別観からの暴行ではない、特にこの新宿駅の事件で木刀を持って集まったA少年の動機というものの供述によりますと、「高校時代朝鮮高校生らに暴行を受けたことがあって、かねてから反感を持っていた。四十八年六月の一日に同級生ら

と新宿に来た際、新宿駅で朝鮮高校生らとけんかになり、その際け飛ばされて階段から転落し、足首をくじき、一週間学校を休んで療養したことがある。それで機会があったら朝鮮高校生らに仕返しをしてやろうと考えていた。……」

○赤松委員 失礼だが、ばくはそんなことを聞いてるんじゃない。現状はどうなっているか、この勾留の取り調べの状況は。

○安原政府委員 現状は先ほど申し上げましたように、家裁送致、それから勾留中でありまして。

○赤松委員 それで司法当局は一貫して、法務大臣の認識のとおり、これは単なる若い者のけんかだ、こういうふうに片づけるんだが、私は偏向教育の産物である、こういうふうに考えています。そして具体的な東京弁護士会人権擁護委員会がすでに勧告の中でこれを指摘しているわけですから、そしてきょう今日起きた問題ではないのです。したがって早期にひとつ取り調べをやつてもいいというひとつ、もう一つは、時間がないから言わないけれども、たまたま事件が発生したときに新聞が指摘しているように、朝高生の諸君がなぐられている、それを警官が傍観しているんだね。そして国士館大学の学生が、これはもう新宿の警察とはちゃんと了解済みなんだ、こう言ったら手を引いたというのです。しかも取り調べが公正を欠いて、朝高生にはきびしく、国士館大学の高校生には非常にゆるやかだったという。そういう証拠を持っている。幾らでもあなたに示す。しかし一応取り調べが終わつてから本委員会に報告すると法務大臣は言っているのですから、それを持って再び私は質問します。だから、法務当局と警察は帰ってくださっていいです。

○中垣委員 警察庁と文部省関係の方は御退席願います。

○赤松委員 次に、海上保安庁の紅村さんに伺います。

六月二十一日の朝、知多半島沖で操業中の漁船が外国貨物船に網をひっかけられて転覆して、乗組員五人のうちの四人が海中に投げ出され、一人が死にました。すでに伊良湖みさき付近は昨年だけで二百八隻、うち漁船が四十二隻、衝突事故が全体の一八％にのぼっております。たいへんたくさん事故が起きているわけですが、これについて七月の一日から海上交通安全法を適用する、こういつておるけれども、しかしこれは時差漁獲というのか、ばくもよくわからぬが、時間をきめて漁獲をする、時間をきめて大型船を通すというところらしいのだが、これは漁民の魚をとる仕事の上について伊良湖みさきの安全保障というのか、この点について伊良湖みさきの安全保障というのかあるいは漁民の安全保障というのか、そういったものをどう考えるか。あるいは漁民の生活問題についてはどうなふうに考えているのか。水産庁も来ていると思うから両方から説明してもらいたい。

○紅村政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、来たる七月一日から海上交通安全法が施行になるわけでございます。この海上交通安全法は、日本の海域の中で非常に船舶交通がふくそうする、したがっていまして事故も多い、こういうところで航路を設定いたしまして、各種の航法等を規制をいたします。そういうことで事故の防止につとめたい、こういうことでございまして、ただいま先生おっしゃいましたように、伊良湖方面は非常にかつこうな漁場になっておるわけでありまして、そこで船舶航行と漁業操業との調整をどうするか。これは非常に立法当時から大きな問題であったことは先生も御承知いただいていると思ひます。ただこの調整と申しますか、船舶航行の実態あるいは漁業操業の実態が、各海域あるいは航路ごとに非常に異なるわけでありまして、したがって私どももいたしましては、それぞれ担当の管区本部あるいは保安部署におきまして、現地の方々と十分に意見を調整をいたしまして、お互いに差しさわりのないようにやつてまいりたいということ、現在でもまだ具体的な意見調整をやつておるはでございます。

○新井説明員 先生御指摘のとおり、この海域は

非常に好漁場でございます。今度衝突事故が起りましたら丸は丸は一カ統で網を引いてイカナゴ、イワシ等をとってやったようにございませう。

これは非常に漁船操業と船舶交通が錯綜しております。水産庁といたしましては、まず海上衝突予防法等がございまして、漁船につきましましては一般船舶が、漁船は航行が不自由でございまして、一般船舶が漁船を避けるというふうな海上交通のルールになっております。そういうルールをしっかりと守っていただく。海上保安庁のほうに御指導をいただくと同時に、漁船側といたしまして、漁船の操業中に所定の標識等をつけて遠方からそこで漁船をしていくことがわかるように定められております。それらの交通ルールを十分私どもとしては漁船の側に徹底するように指導してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○赤松委員 ところが最近大型船が非常にスピードが速まっているのだ。あなたたち役人だからわからないけれども、あつという間に来まして、う、だから避難するひまがないんだ。だからどうしてもこれは時差漁獲というのか、大型船の入る時間を一応設定して、その間は漁民の安全を守るために漁獲を少し休むとかいうようなことをやる以外にないような気がする。われわれも専門家がじゃないからよくわからないが、専門家でないお互いがここで議論しておつても問題は解決しない。

そこで、海上保安庁のほうでは、伊良湖みさきの問題については、運輸委員会でもうしばしば問題になっているから、これはひとつ安全保障のために大いにがんばってもらいたい。

それから水産庁のほうは海上保安庁と相談する。知多一帯の漁業組合がありますね。この組合と集团的にこの種の問題について十分に打ち合わせをして、漁民の希望する漁獲の時間をそれらの諸君の意見を聞いてきめるとかなんとか、そういう方法はどうか。これは具体的な提案だ。これについてはどうだろうか。

○紅村政府委員 ただいま先生のおっしゃいましたように、この時差漁獲と申しますか、これはやはり季節その他の変動もありまして、一律に規定することにはなかなかむずかしい点があるかと思ひます。私も実は漁船の操業につきましましては専門家でございせんので、何でありましたら後ほどその点は水産庁から補足いただけたらと思ひます。先生おっしゃいましたように、大型船は確かにスピードが上がつてきております。したがういましてあつという間に来まして、もう避けるひまも何もないということになっては非常に困るわけでございませう。したがういまして、巨大船につきましましては何時ごろに到着するかということとをあらかじめ通報させることにいたしております。その通報によりまして、必要な漁民の方々に、もちろんそういう通報を周知徹底をいたしますし、そういうことで事故を防止するというふうに考えておるわけでございませう。

○新井説明員 保安庁のお答えのとおりでございますが、今後やはり一般船舶について航行がいわゆるふくそうしていくであろう。そういう意味で一般船舶と漁船操業との調整問題というのがだんだんむずかしくなるといふこと、また必要にもなるわけでございます。そういうことで、通過時間等をまずあらかじめ漁業側に連絡をしてみようということでは従来から保安庁のほうにもお願いをいたしてございませうが、今後そういうような方法を、漁業操業の実態が各海域で違いますから、それを十分突き合わせまして、そういうような方法を検討したい、こういうふうな考えでおります。

○赤松委員 結論だけいいですよ。もう途中のむだなことはやめてもらって結論だけ聞きますが、私はいま提案したのだよ。それでまた海上交通安全法が七月一日から適用されますね。ところが漁民にとってはばつと七月一日からこの法律が適用されても、これは法律の内容が何だかわからないのですよ。したがって現地の愛知県と十分に連絡をとって、そして知多一帯の漁業組合がたし

か三百ぐらいあるのじゃないか。その漁民の諸君と、それぞれとるものも違うしそれから潮かげんでいろいろ変わるものだから、その辺きめてまかく指導する。それから漁民の意見を十分聞いて、この交通安全法が文字どおり安全法になるようにしていただきたい。だからその漁業組合と十分に話し合つてこの法律を施行するということについて、どうなんでしょうか。

○紅村政府委員 先ほどお答えいたしますのを忘れました。失礼をいたしました。私もといたしましては、立法当時からももちろん漁業組合関係の方から十分意見を聞いておるつもりでございますし、それからまた昨年御審議いただきました段階におきまして聞いたつもりでございます。

それからさらに施行があと数日間迫つておるわけでございますが、その間におきまして、十分漁業組合の方々、これは全部ではないかも知れませんが、たとえば非常に沿岸関係だけでございまして、直接この法律には関係ございません。そういう組合もたくさんございまして、そういう方は入っていないかと思ひますけれども、少なくとも関係のある漁業組合の方々は十分また話をいたしまして、また、意見も伺つておるところでございます。それからまた、今月、六月初めから、いわばPRと申しますか、この海上交通安全法の趣旨をさらに周知徹底させますために特別の月間を設けてまして、さらに趣旨徹底につとめておるところでございます。

それからさらに、七月一日以降になりまして、この法律の趣旨の徹底には努力を重ねていきたいというふうな考えでおる次第でございます。

○赤松委員 海上保安庁、水産庁はもうけっこうです。あと、保護局長にお尋ねいたしますが、帝銀事件の平沢の問題だが、もう数回にわたつて再審査を請求してきた。私も経過はあまり明らかじゃないんだが、終戦直後の占領軍の占領当時に死刑になった犯罪については再審査をする。これを中央

更生保護審査会にかける。そして、当時西郷法務大臣は、十分に配慮するということを約束して、神近君が出した法律を一応撤回したという経緯をばくは聞いています。きのう平沢から手紙がきまして、すでに八十幾つで老衰の極に達してゐる。ほとんど、いまは法務大臣のたいへんいい保護を受けて、懐妊なども入れてもらつて、一応下痢などはなつたといつておりましたが、もう棺おけに半分以上足を突つ込んでおる、こういうことをいつておりました。もうばくは、この辺であなたが英断をもつて、裁量権はあなたにあるんだから、ぜひ釈放してやつてもらいたい。あと二年生れるか一年生れるかわからないけれども、出してやつてもらいたい、こう思うのです。理由は、平沢がやつたということとは明らかにない。これが理由です。いま新宿のある百貨店につとめておる当時の警視庁の主任捜査官の鳴智警部がはつきり、犯人は彼でないとつておる。当時の警視庁の藤田刑事部長も、平沢はシロである、犯人ではないとつておる。検察庁の藤田という若い検事が、これが警視庁の警部補と結託して、そして彼を無理やり犯人にしてしまつた。銀行員を毒殺した青酸カリなるものは存在しない。当局が捜査をして、売つたと称する薬局に行つても、私のうちは青酸カリは扱つておりませんと言つておる。何の薬で殺したかわからない。しかし、平沢は拷問をかけられて、結局青酸カリで殺しましたと、こう言つておる。どこで買った、この薬局で買ひました、調べましたら、その薬局は売っていないし、ないものは売れないじやありませんか、こう言つて、薬局がこれを立証しておる。全然証拠がない。もう一点、ばくは検事調書を見て不審に思つたのは、たしか銀行員を毒殺したのは十一人ですか、その十一人が、何分以内でですか、三分以内で死んだ。そして、犯人は逃げた。そうすると、絵かきである彼が三分以内に毒殺をしておいて、コップですつと飲ましておいて逃げた。死体がどこにあつたかといふと、検事調書を、あなたもう一べん読み直してごらんなき

十一の死体の場所がちゃんと確認されているわけだ。平沢は次のように述べている。田中さん、あなた、十一人を、三分以内で人を殺して、それで悶絶だよ、もたえているわけだよ、そつと死ぬわけじゃない、銃で撃ったわけじゃないから。それを一々、ここに死体がありました。ここに死体がありましたと言つて、十一の死体を確認している。あの検事調書にちゃんと書いてある。そんなこと、人間ができますか。そういう証拠も何もないのに、自由だけでもって彼に死刑の判決を下している。はくは平沢とは何も関係ない。ただ私は人間として正義感にかられて、この問題と、それから例の岩窟王の吉田石松の問題を国会で取り上げた。吉田石松は幸い無罪の判決が下った。けれども平沢は今日なお死刑を前にして、仙台的刑務所におるわけです。あなたはこういう点について疑問を持たなかつたのですか、再審の請求があつたとき。どうなんですか。

○高瀬(補)政府委員 お尋ねの平沢につきましても……(赤松委員「簡単にやつて下さい、もう時間がありませんから。」と呼ぶ)先生御承知のとおり、ただいま三回目の恩赦の出願がございまして、現在、中央更生保護審査会におきまして審査中であるわけがございまして。これも御承知のところでございますが、過去二回恩赦の上申がございまして、これは結論といたしましては、恩赦不相当の議決がなされているわけがございまして。過去二回の出願理由を含めまして、今回の出願理由もそうでございますが、ただいま先生が申されましたように、平沢は、自分は犯人ではない、真犯人は他におるんだ、それにもかかわらず無効な自白調書あるいは不十分な証拠によりまして有罪の判決を言い渡された、そこで恩赦によつて救済された、こういうことであつたわけがございまして。したがいますと、審査会といたしましては、通常の恩赦事件でございますと、御承知のように犯罪事實は、大体判決によりましておむねわかるわけでございますが、本件につきましては、事實の認定に争いがあるわけがございまして、審査会に

おきましても証拠関係に立ち入りまして、詳細な綿密な調査検討がなされておるわけでありまして、その結果、ただいま申し上げましたように不相当の議決が過去におきましてはなされておる、こういう状況に相なつておるわけがございまして。今回の三回目の恩赦出願に基づき上申につきましては、ただいま申し上げましたように、中央更生保護審査会が諸般の事情を考慮いたしまして、現在慎重な審議がなされている。その結果につきましても、私どももまだ何とも申し上げる段階に至っていない、こういう状況になっております。

○赤松委員 法務大臣、はくは法務大臣に長くつとめてもらいたい。けれども、遺憾ながら田中内閣は、こんな公害をまき散らしたりして、あと余命幾ばくもないような気がする。そこで、あなたが在任中に何とかこの問題を処理して欲しい、あなたに裁量権があるんですから。中央審査会の諸君にも、証拠がない事件である、ただ自由によつてのみ死刑の判決を下されておるのだ。しかも過去二回却下されているでしよう。これは私はほんとうに人間として耐えられない。疑わしきは罰せずというまでもないことでありますけれども、もうあとほんとうに一年か二年しか生き長らえられない。だからこの際、ひとつ思い切つて英断を持って、田中法務大臣、善処していただきたいということを要望しまして、私の質問を終わりたいいたします。田中さん、何か意見ありますか。——ちよつと待つて下さい、意見あるでしよう、どうですか。——言わぬほうがいいですか。

○中垣委員 正森成二君。○正森委員 公安調査庁に対する質問に入る前に、私は以前にも質問しましたが、昭和四十八年四月四日に尊属殺についての連帯の判決が出ております。それについて立法院としてどういう態度をとらなければならぬか。大臣は前の御答弁でもすみやかに処理したい——自民党の中ではいろいろ文教部の方まで出てこられて御意見があるようですが、前向きな答弁をされました。しかし国会も残すところあと一カ月足らずになつておりま

すので、明確な答弁を承りたい、そう思います。○田中(伊)國務大臣 この四月四日の連帯の判決に對しましては、政府は二つの処置をしようとしておる。第一の措置はすでに終わったのでございまして、あの直後に二百条違憲判決に従ひまして全国の検事長、検事正に對しまして検事総長から、自後における事案の処理は百九十九条に基づいてやれ、二百条は無効となつたという意味の通告を行ないまして、日本全国の檢察關係はこれで処理をしております。これが第一の処置でございまして、それから第二は、違憲だときめつけられておりますこの二百条を削除しなければならぬということが問題でございまして、いや、削除せぬで、これは改正でいいという意見もなくはありません。しかし何としても無効の判決に對しては削除が順当である、こう考えまして、その方針で、少し時間がかつておりますけれども、削除の方針を立てまして法制審議院に諮問をし、その結論も得ましたので、目下内部關係で、詳しくは申し上げかねる点がございまして、手続の終り次第国会に提出したい、こう考えまして、手続を終わる次第国会に出してよろしいという閣議の決定で、条件つきの決定でございまして、取りつておりました、目下その手続の完了いたしましたのをたいへんな期待をもつて待つておる、こういう状態で、おくれしておることはたいへん申しわけがないと思つております。

○正森委員 いまそういうお話を伺いましたが、私がこの質問をして伺つたときに、自由民主党が何らかの決定をするまでの停止条件つきの閣議決定であるようなお話だったので、いまの答弁を伺いますと、やはりその時点からあまり進歩していないんじゃないかという気がしてならないのです。もの本によれば、昭和三十七年の十一月二十八日に、最高裁の大法廷が第三者の所有物没収事件で関税法百八条一項に定めるところにより第三者の所有物を没収することは憲法三十一条、二十九条に違反する、こう判決したわけですから、

はもろん十一月ですから通常国会が開かれておりませんけれども、直ちに三十八年に、昭和三十八年法律第三十八号で刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法というのを制定し、さらに最高裁判所の規則八号で刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則というのを制定して最高裁の判決の趣旨を生かしております。こういう点から見ますならば、今度の判決はよりさらに重大な問題を含んでおる。それに対して停止条件つきで閣議決定までされておるのに、どのような手続が知りませんけれども、非常に長引いておるということは、これは最高裁の違憲判決に對して立法院及び行政府が非常に輕視しておるというようにいわれてもしかたがありません。大体今国会に提出され——提出なされればわかれは可決しますが、提出できる見込みがあるのか、それを伺いたい。

○田中(伊)國務大臣 輕視しておるので延びておるのではないのです。内部の手続は、数日前もこれをいたしておりますし、一両日後にも重要な會議が開かれるわけがございまして、それで延びておるのでなしに、手続がたいへん慎重であるから延びておる、こういうふうにお聞き取りをいたしたい。どこで慎重なのかということはお申し上げかねるので、内部關係でございましてからおまかせをいたしたいと思ひます。それから見込みの点でございまして、私は手続が終わればきょうにも出したということを考へておるのでございまして、判決のあつたのは四月四日のことでございます。相当日時を経過しておるのでございまして、何としても早急に、今国会中などと言わずに、結論を得次第一刻も早くこれを出した、こういうふうな考えをしております。○正森委員 今国会中に必ず出せるように努力されることをぜひ期待したい。それからもうすでに尊属殺で既判の者については恩赦あるいは仮出獄の手続、そういうものは考慮し、実行されておりますか。

を続けております。

○正森委員 警備局長来ましたか。——それでは私から公安調査庁並びに警察に対して若干質問したいと思ひます。

私は三月二十八日に当委員会において名古屋のいわゆる公安女スパイ事件について質問をいたしました。そのときにはまだ横井久子さんは受刑中でございました。したがって私は一定のことしか質問しませんでした。その後私どもの調査によりますと、四月に一月の仮出獄ということ、刑期満了前に出獄し、五月には刑期が満了して出てまいりました。そこで私は名古屋へ参りまして当人に面会して詳しく事情を伺ひ、また名古屋弁護士会——これは人権擁護の関係で記録がそちらに行つておりますので、それと担当弁護人の好意で記録を全部見てまいりました。そこでそれに基づいて詳しく質問を行ないたいというように思つております。

公安調査庁は竹田空海という男が横井久子さんと接触をして情報を得たということは認めておられますが、公安調査庁は四十二年の八月に横井久子が窃盗をしたということを初めて知つて、そしてそれ以後は接触を断つたというようにいまでも主張されるのかどうか、その点を答弁していただきたい。

○川井政府委員 私どもの調査によりますと、四十二年の八月に窃盗事件を起こしたという事を知りまして、竹田調査官が上司と相談をいたしました。このような事件を起こした者についてさらに協力関係を続けることは適当かどうかということであらゆる面から調査をいたしました。その次の月の九月になつて、調査協力関係を打ち切るといふことが適当だということ、九月に竹田から横井に対して以後協力関係を打ち切るといふ通告をして、それ以後協力関係はない、こういう報告になっております。

○正森委員 そういう答弁ですが、私はここには関係の記録を全部持つてきておりますが、公判廷での供述によると、それは全く間違つておる。四

十一年の十月に毎日文化センターで本人が料理や木彫りの講習を受けに行つておるときに竹田空海から接触され、その後二回目と三回目は数日おいてボルガという喫茶店で会い、四回目にさらに喫茶店で会つて、そのときから三千円の報酬をもらつております。つまり実際に情報提供するようになったのは四十一年の十月ないし十一月からでありましたが、あなたのおっしゃる愛知県立大学自治会での窃盗が起つたのは四十二年の八月十二日、記録によれば、それ以前に、四十二年の春に名古屋女子市立短期大学において屋上の体育関係のクラブハウスから金を窃取するということで現行犯でつかまり、そしてそのことが問題になつておりますその時点で、竹田空海がすでに接しておるといふことが記録に明白に出ております。なぜかこの記録を見ますと、彼女は大学へあやまりに行つたときに、こういう人が来ておる、こういうことを言つて竹田空海の名刺を見せられたという事実が明白に裁判記録に載つております。そうだとすれば四十二年の春に名古屋女子市立短期大学において窃盗を行つた時点において、すでに窃盗を行つた女性であるということを知つていたと言わなければなりません。しかるにそれ以後もさらに接触を続けただけでなく、それまでは新婦人の会員として新婦人の情報及び大学の情報を入手しておりましたが、さらに民青関係の専門家だといふのに引き合はして、今後は民青に入つてくれ、そして情報をくれといふことを四十二年の窃盗事件以後に明確に頼まれたということが裁判記録に載つております。

そうすれば、あなたの説明は全く誤りでありませんか。私もこの前に石川の事件を例に引いてどろぼうから物をもつてはいかぬ。どろぼうが会社あるいは共犯になるといふことを言いました。が、本件においても明白に窃盗をしたといふことがわかつておりながら、なおかつ新たに民青に入れ、そして情報をくれと言つておるとすれば、まさに言語道断だといふように言わなければなりません。これは私が単なる推測で言つてゐるのでは

なしに裁判記録に明白に載つており、かつ私が本人に会つて確かめた事実に基づいて言つております。こういう事実に対して川井長官はどういうふうに思われ、どういうふうに処理されますか。

○川井政府委員 このいまちよつとお話がございました調査官とそれからこの女性との最初の、何といった調査官と協力関係ができる最初のきっかけでございますが、この点につきましては、なるほどこの放火事件の法廷における被告人としてのその女性の供述はたゞいまお話しになつたような経過でございますけれども、私どものほうの調査官の報告によりますと、そういうようなきつかけで協力関係になる道筋、経緯が進んだんじやなくて、この女性はかなり、あとから調べてみますと変わった考えや性格の人であるようでありまして、けれども、事前に調査局に対して情報を提供した、こういう申し出があつたんだといふふうなことがございまして、判決はこの前の御指摘がございましてけれども、その被告人の供述のほうをとつて調査官から依頼を受けた、こういうことになつておりますけれども、私どもの調査では、重ねての調査でもそうではなくて、前の調査官の報告が真実だ、こういうふうなことに相なつております。

それからもう一点、四十二年の五月ごろに窃盗事件を起して云々ということですが、これは私も名古屋弁護士会の申し立ての審理の経過、それから人権擁護委員会の警告書というふうなものを見ましたけれども、本人の供述の中にはそのことが出ておりますけれども、その他の私どものほうの調べの中では、八月の窃盗事件は調査官が知つておりますけれども、その前の五月に起つた事件は、これはおそろしく事件にもなつていなかったんじゃないかと思ひますけれども、調査官はそのことについては全く知らなかつたんだ。八月に起つた事件で、初めて打ち明けたらつてびっくりして直ちに協力関係を断つようになつたんだ、こういうことになつておりますので、事実関係が御指摘のところで、それから私

もの調査との間ではかなり違つてゐるに思ふわけでありませう。

○正森委員 いま川井長官からそういう答弁がありましたけれども、私はあなたの方の竹田空海氏の他の供述も全部読みましたけれども、なるほどその供述では、あなたがいまおっしゃつた趣旨に沿つたような証言があります。しかし、裁判所がいみじくも横井本人の供述をとりましたように、私どもはわざわざ自分から公安調査庁に電話をかけて情報提供を申し出るというふうなケースは非常にまれであるといふことを私も自身の経験から知つており、かつ供述調書を見ても彼女は情報提供について接触され始めてから二カ月くらいは、公安調査庁といふところがいかなる役所であるかといふことを十分知らなかつたといふことも言つております。そしてそれらの経過から見ますと、かつ名古屋女子市立短期大学に竹田空海氏が名刺を持つてその窃盗事件の後訪ねていつておるといふことから見ましても、そのことを知らなかつたといふ竹田空海氏の弁解といふのは信用することができない。被害者である横井久子氏がこういう点について何もうそをつかなければならぬ理由はない。横井久子の供述を採用して、そして判決が行なわれ、検察官も控訴しないといふことになつたのだと思ふのです。そうだとしますと、あなたの方は調査の上、そうだと、そういう事実はどろぼうといふことを知つてからさらに情報提供を頼んだことはいふまでもないと言わなければなりません。しかし、それは信用することができない、こう思ひます。記録には明白に載つておるし、判決も認めたことでありますから、あなたの方はこれらの点についてやはり部下の監督といふものを十分に行なつて、そしていふやしくもどろぼうをしておつたものであるといふことがわかりながら、いろいろな資料をもうけてきてくれ、とつてきてくれといふようなことを頼むといふようなことは慎まなければならぬといふように思ふのです。法務大臣に伺ひたいのです。あなたは速記録もお読みになつておられます

でもらいたいと思つてゐる。」こう言つてゐる。しかしこういう態度は、石川の事件の例を見て、私が数々追及した事件の例を見ても、失礼ではな

○山本(鑛)政府委員　そのことは十分承知してお
いただきます。よろしいか。

さねと願うが、いまのうちにすねて一言も涙を流した
とすればいろいろやりにくいけれども、漏らしてい
ないければこれは警察でいろいろできるという意
味のことを本人に言うておるわけです。私も法律

います。「それはいつごろのことですか。」「四三年八月中ごろのことです。」「新聞はどういう新聞ですか。」「聖教新聞といったと思います。」「聖教

新聞の綴りですか。」「だったと記憶しております。」

「聖教新聞」というのは生活協同組合の略の生協だと思いますが、そういうやりとりがあるわけですね。したがって生田という実際の現場の担当者とは四十二年の八月からちゃんと資料をもらって、おつて、そうしてほんとうは羽場と相談の上でやったと思われるけれども、公判廷では羽場はいかっこうして、自分はその後それを注意したんだということ、はしなくも四十二年八月から情報をもらっていたということを裁判で明白に認めているじゃありませんか。そういう点から考えれば、現場の警察官が、上司の意向はどうあれ取引をしておつたというように疑われてもしかたがないし、警察庁の警備局長が、いまに至るまで、資料をもらつたのは翌年からだというようなことを言っておるのは、これは数が多いからしかたがないかもしれないけれども、裁判記録一つままとともに読んでいないということじゃないですか。

○山本(總)政府委員 私不明にしてよく存じておられないわけですが、われわれのほうは、本人からあるいはそういう情報提供があつたのかもしれないけれども、正式といえますか、警察のほうから情報提供を求めて提供を受けたのは次の年からだというふうに聞いておるわけでございます。

○正森委員 いまあなたがそうおっしゃいましたけれども、答弁のニュアンスが変わつて、本人からの申し出で資料の提供を受けたかもしれないというところは認められました。しかし本人の供述及び羽場の供述によれば、やはり四十二年八月から情報提供を受けておる、こういうことになりました。そうだとすれば非常に疑念を招く行為であるということをお認めになり、そして以後そういうことをすべきでないというふうに考えられ、部下の指導をされますかどうか、その点についてお答え願いたい。

○山本(總)政府委員 われわれのほうの警察からの報告については何回も繰り返すようですが、正式に協力関係に入つたのは次の年からだということ

とでございます。もしまだそういう窃盗犯として取り調べ中に情報の提供を受けて、それをあとで返したとはいつておられますけれども、そういう疑われるようなことがあつたすれば——あつたのだと思ひますけれども、そういうことがあつたすれば、それは非常に残念であつて、そういうことは戒めていかなければならないというふうに考えます。

○正森委員 羽場良という人は、本人がその後情報提供するようになつてから、こんな仕事はやめたいというふうになつたのに対して、七〇年の六月、六月二十三日の安保の十年間延長、その時期がくるまでは情報提供を続けてくれということを繰り返して頼んだということをおつておられますが、その羽場の動機ですね、それについてあなた方は知つておられますか。

○山本(總)政府委員 私どもその点について承知いたしております。

○正森委員 それでは裁判記録に基づいて私から申し上げますけれども、本人に羽場良が語つたところあるいは鈴木幸平が語つたところでは少しでもいいポストにつきたい。いまやめられるというポストにつけない、こういうことで本人にも少し情報提供をしてくれということをおつたということが裁判記録に載つております。私どもは警察の内部のことは知りませんが、三十七歳で警部になつたものは署長になれる。しかしそれ以後はなかなか署長になりにくい。羽場良というのは当時四十歳だった。したがつて次長どまりかもしれないけれども、せいぜいいい情報を得てそれを上司にいいポストにつきたい。そういうことだということ意味のことを言つておる。そうすると、あとでいろいろ資料が出てくるように、本人に窃盗をさせ、放火をさせるというような事実を導いて、そういう情報提供をさせている。その目的が、不偏不党、中立公正といひますか、そういう警察の目的も一方にあつたかもしれないけれども、直接的には自分がいい情報を上司に報告して、そして少しでもいいポストにつきたいということであれば、その

行為というのは非常によくない行為だというように言わざるを得ません。これは裁判記録に明白に載つておりますから。そういうことをどう思われるか。もし事実だとすればそういうことは絶対にあつてはならないというふうにお考えになるか、お聞きしたいと思ひます。

○山本(總)政府委員 もしそういうことが事実とすれば、絶対にあり得べからざる言動であるというふうにお考えます。

○正森委員 羽場良にそういう点を裁判記録を示して——本人の供述の中にあります。よく本人の意向を聞いて注意をするように、私から嚴重に言うておきます。

本人の供述を見ますと、羽場良あるいは生田、その後鈴木幸平というように引き継がれておりますが、何を持つてきてくれと言われたかというところ、それらの大学で、どんな資料を取るようになると言われたわけですか。「民青のもの、共産党のものでした。自治会のもものはそんなに言われないうです。ほとんどなかったです。ただ名市大と県大は、自治会のもものは頼まりました。」こう言つて、「全体でいえば八割ぐらいが代々木系のもので、二割ぐらいが反代々木系のものでした。」こういうことを言つておられます。そして実際上は提供したものは何かといへば、会議録だとかあるいは民青同盟員あるいは党員の名簿であるとか、そういうものが盛んに提供されておるといふ事実があります。あなた方はこういうふうに指示をして民主青年同盟や共産党というものをことさらに調査をするということをお命じておるわけですか。

○山本(總)政府委員 そういうことはございませ

○正森委員 そういうことはございませんといいわけれども実際上情報提供した横井久子というのがそういうことを言つておるわけですから、信用することはできませんけれども、なお少し供述調書に基づいて詳しく順次聞いていきたいというふうに思ひます。あなた方は窃盗の経歴があるということとは四十二年の八月に調べたから知つております

すね、その窃盗の経歴のあるものに——前科調書をとるでしようからいろいろ前の非行歴も知つておると思ひますが、その情報提供者にさらに窃盗をけしよめる、教唆する、暗示するというようなことはよめやしないでしょうか。してなかつたでしょうか。

○山本(總)政府委員 もちろんそういうようなこととはいたしたはずはございません。

○正森委員 ところが裁判記録を詳細に見てみると、実際には窃盗を教唆し、むしろそうしようといふことを言つておる。いいですか。

順次裁判記録に基づいて言ひますけれども、羽場から鈴木に移つたあとで、四十六年十二月十七日の速記録ですが、「名市大の看護学校の一階の教室から民青のL・Cの名簿をとつたことがありますが。それと薬学部自治会室から二回ありましたけれども、一回は民青新聞や赤旗の読者名簿、もう一度は同盟員の名簿がありました。」というところを言つて、どこから入手したのかという質問に對して、講義室の机の中から、こういうふうに言つておられます。そして「名市大の薬学部の自治会室、これは自由に出入りすることができたのでしようか。」「いえ、鍵がかかつていました。」「で、鍵がかかつていたのにあなたはそこの中に入ることはできたのですか。」「その時よりちよつと前に鈴木さんに鍵の番号を覚えてもらつたもんですから、それではいれました。」「今その番号を覚えておられますか。」「二四八だつたと思ひます。」「二、四、八という三段のかぎになつております。こういうふうに明白に答えておるのです。しかもそのあとのほうの部分を読みますと、鈴木というのとは名古屋市大は公立だから重要視されているということをおつたとき言つて、これがわからない、あれがわからないうこと、で資料を入手したいということをおつておる。そこで横井久子は「名市大は建物の構造上人がいないうときは鍵がかかつているから取りにくい」ということを言つた。そうするとそのかぎの番号を言つて、そしてそのかぎの番号を鈴木はなぜ知つたかといへば、反代々木系」

とこの調査ではなっておるけれども、その学生を逮捕したときに調べたら代々木系のかぎの番号がわかったということで、それを横井久子に教えておるのです。『いつも鍵がかかっておるから取りにくい』こう言ったときに、それを事実上暗示するようなことを言うておる。そこでこのかぎを取ってきたというのを明白に横井久子は言っておりません。しかも取ってきたものは、普通のだけでももらえらるやうなものでない。明らかに普通の人が渡したくないようなものを持ってきておる。警察の常識として、どこから取ってきたかということは明らかではありませんが、しかもかぎの番号を言つて、まさにこれは窃盗の教唆であるだけでなく、共謀共同正犯ではありませんか。どろぼうを捕えてみればわが子なりということばがあるが、どろぼうを捕えてみれば警察なり、そういうことをあなた方はやっていると書いておるのです。この記録に明白にそう書いてあります。このことについて、あなた方はどういう措置をおとすにやりますか。警察は、どろぼうをつかまえる役所であります。したがって自分たちの部内からそういう者があれば、明白に処理をし、そして検察庁に送り、あるいは免官するということが当然やるべきであります。この間も京都でしたが、ここでは直接関係がありませんけれども、不祥事件が起こりましたね。強姦するということなことをした。これは処置をされました。この件についてはどういふように状況判断をされ、どう処置されるか、お答えを願いたい。

○山本(鎮)政府委員 本人と警察官との間の協力関係は、本人が非常に学生運動に興味を持って、自分も大学を出てその後もそういう運動に携わっているというところまでございまして、したがってそういう問題について君の知っている点あるいは君の交友関係からいろいろ問題がわかるだろうから、そういう問題でもし参考になるような点があったら知らしてほしいというような形の、一般的ないわば協力関係であり、当時四十三年で大学

紛争その他学生運動が非常に盛んであったということで、一般的な意味においていけば協力関係を結んでおったというわけでもございまして、決して不法な手段あるいはそういういふ言つたような形の犯罪行為を使ふようなことで協力関係をつくつておるということとは絶対にございせんし、われわれのこれまでの調べでもそのようなことはなくて、警察としては本人がこれまでの協力関係なり友人関係、そういう点から得た資料なりを提供を受けておったということでもございまして。

明白に載っているとすれば、この鈴木幸平という男は非常にけしからぬ方法で情報入手を続けていたと言われても仕方がないと思ひます。それを、私どもの調べではそうなつていないと言つても、裁判記録に明白に載つておるのだから、鈴木幸平なり何なりをもっと厳重に調べて、こういうことのないように万遺憾なきを期すべきだ、こう思ひますが、どうですか。

でこの鈴木という男は、問題の起こりました年の前年の八月を初めてして七回ないし十回にわたつて横井久子の家まで出かけて肉體関係を結ぶということをやっております。これは裁判記録に明白に載つておる。こういうことをやつて、情報提供をやめたいと言つていた女性の心をつなぐということを実際上やつたのだということが裁判記録に載つておる。何ならそのところを一応読み上げてもよろしい。

○正義委員 不法手段で得たものではない、友人から得たものだといふようなことを言つておられますけれども、本人の供述では友人からもらったのかどうかといふことは一回も確かめたことはいない。そして容易に手に入ることでございまして、いかに「どんなものを頼まれて、どんなものを鈴木さんに渡したかわかりませんか」といふ質問に対して「愛大の機関紙読者、赤旗の読者名簿——コピーでとつたもので十枚ぐらいありました」といふようなこととか、「県大の平和と民主主義を守る会」といふ部屋から織田という男の学生のフイラーノート、民青の会議録でしたがそれを取りました。とか、あるいは「法学部の自治会室と教養部の自治会の間ぐらひの部屋から民青の同盟員の名簿——何名かはつきりわかりませんが、八十名から百名相当数が書いてある」そういうものを渡したといふように明瞭に言つておるのです。こんなものを喜んで友人関係からもらふとかあるいは普通のピラと同じようにもらふなどということはいふ得ないじゃないですか。そんなものをもらつてくれれば、これはどこからとつてきたということでは明白じゃないですか。もしとつてきたものでなければ、これは横井久子のほかにもう一人重要な情報源がある。それは一体だれだということをお聞きは聞かれます。それは情報提供がいかにか悪いかは問題外として聞いておるのですよ。そういうことは普通常識の者なら明らかです。しかもかぎの番号まで言うておるといふことが調査に

○正義委員 本人がそのような供述を裁判でしたのだと思ひますけれども、警察のほうとしては、そんなに精緻なるいは重要な情報は彼女から受け取つておる事実はないと言つておるわけでもございまして、むしろありきたりのピラとかパンフレットあるいは友人から聞いたような情報程度であつて、その価値あるものはなかつたといふことでございまして。そしてもしいまお話しのような重要なものがあつたならば、それはいまおつちやつたような形の推論が成り立つと思ひますけれども、これまで彼女から提供された情報の価値といふものはそんなに深刻なあるいは高度な、重要なものであつたといふふうにはわれわれは理解していません。

横井久子の家に行つて「鈴木さんが東側で、私は北側でした。問」で、仕事の話などして、それから何がありましたか。「それから鈴木さんが突然抱きついてきてまして……」「坐つたままですか。」「はい。」「あなたはどうしたんですか。」「……抵抗しましたが肉體関係に入つてしまひました。」「そのいきさつというのは、坐つたままあなたのはうに抱きついてきたという趣旨ですか。」「坐つて坐つてきたわけですか。」「云々といふことを、それ以上は読みませんが、こういうことを実際上やつたということが載つておる。それは日曜日以外で大体午後一時ごろから三時間ぐらひが多かつたといふことになつておるわけですか。」「一体日曜日以外の勤務時間中に情報提供を受けておる警察官がこういうわけからぬことをして、そのはかじやないですか。どう思ひますか。」「山本(鎮)政府委員 いろいろことが事実として、それはまことに問題にならないけれども、私どもその点についていろいろと本人についても調べたわけですが、鈴木君は絶対にそんなことはありせん、とんでもないぬえきぬえきと言つておられます。そういう事実は全くわれわれの調べでは認められせん。

○正義委員 あなたは調べではそういうことはないといひますけれども、さらに加えて四十七年一月十九日の公判調査では、これは九月の末、二回目に関係があつたときのことですけれども、この間子供のこと心配だといふこともおつちやつて

いたのですけれども、「鈴木さんは、二回目のときは何か用意されてきておったでしょうか。」という問いに対して「遊具を持ってきた?」「それは使用されたわけなんです。」「はい。」こうなって、裁判長が「何を持ってきたんですか。」という問いに対して、「コンドームです。」と明白に答えておる。つまり二回目からは用意周到にコンドームまで用意して情報提供者のうちへ行っておる。こういうことになっておる。女性が公判廷でこういうことを言うというのは、これはでっち上げじゃないです。私は、彼女が出獄してきて、実際に会って、非常に聞きにくかったけれども職務上やむを得ず聞くのだ、お許しくださいということとで聞いておられます。それを本人が、あなた方が聞いて、はいはい私はそういたしました、コンドームを持っていきましたというように上で司に言うか、あるいは現行犯でもつかまったらのならば、そんなことを言わなくても横井久子が言っておればそういう疑いがあつたということとは明白で、それについて姿勢を正すということとは当然ではありませんか。それでもあなた方はこういう事実をなかつたと言ふんですか。

○山本(總)政府委員 そういふ事実は全くございません。

○正義委員 それでは、四十六年五月三十一日に鈴木幸平の本人尋問がありました。そこでその前でいろいろ尋問が行なわれ、最後は対質問まで行なわれた。そこでも横井久子は明白にこの肉體關係の事実を供述しました。そこで、それを聞いたあとで裁判長が鈴木幸平に質問した。その部分を読み上げます。弁護人が最初に「あなたは被告人に対してどういふふうに考えていらつしやるんですか。」こう聞いたのに対して、「現在も横井さんが放火したというようなことは信じられないというふうには思つております。問、「何ですか。」「新聞にはいろいろ書いてありましたが、私が会つて経験した話ばかりかいろいろ考えてみますと、そういうことは考えられない、信じ

られないという気持ちでございます。」ここで答えが終わつてゐるわけですね。そこで裁判長が「それだけですか。いま横井に対してどういふ感情を持っていますか。」こう問うたら、「私たちのためにいろいろ積極的協力してもらつてありがたかつたという気持ちで十分持つております。」こう答えておる。そこで裁判長が再度「それだけですか。こちらから聞かなくてもわかるでしょう。」という問うたのに対して、答えない。さらに裁判長が「いまあなたと關係があつたというやうなことを言うことについてはどういふ気持ちですか。」こう聞いて、やつと「それについては私は天地神明に誓つてそういうことはございせんので私は心外です。」こう答えてゐるのです。そこで裁判長が再度「そんなことはあなたどんな気持ちを持つてゐるかと言つて口をついて出るはずじゃないですか、こちらから聞かなくても。」こう言われて答弁ができない、答えていないということが載つております。いやくも現職の警察官が、自分がやつてもおらない情報提供者、向こうの家に行つてコンドームまで用意して何回も關係をしたというやうなことを言われておれば、私なら机をたたいて激怒する。そういうことをやらないうで、裁判長からわざわざどういふ感情を持つておるかと言つても、いろいろ積極的協力してもらつてありがたかつたという気持ちは十分持つておりますということしか答えていない。それで裁判長は見るにいかねて、そうか、こう言うて、やつと心外だということをやつておる。これは私はその当時立ち会つた弁護人からも直接聞いておりましたが、その法廷にいた者はみな黒だというように思つたと言つておりました。私は速記録を見ただけでもそう思ひました。

そういう点から見ても、鈴木幸平というのがどういふ不法手段でそれこそ趣味と実益を兼ねてこういうことをやつておつて、そして上司に対してはまさか自分がそういうことをしたと言われないから隠しておる、こう見るのが明敏な山本局長の当然の判断ではないか。それをそう思はず、いや

部下が否定しておるからそういうことはないというやうに考えるのは、これは普通の刑事事件だとか被疑事件では警察としてあり得ないことだというように私は思ひます。もつてのほかの事実ですね、これは、私もこれも本人が言つただけならあれですけれども、裁判記録に残つておつて、裁判長がここまで念を押しておかつたやうなこともたしたことを言つておる。どう思ひますか。

○山本(總)政府委員 先ほど答弁申し上げましたやうにまさかあつてはならないことであり、あるべきではない事実であつて、まあそういうやうに疑われたのは非常に残念なわけでございますが、しかし考へてみますとそれは被疑者がいふば言つてゐることであつて、またこの被疑者もあつて放火もしてゐるというやうなことで、やや異常心理的な面も持つてゐる人じやないかというやうな推定も成り立つてゐるわけでございます。裁判の際の尋問等も成り立つてゐるわけでございますが、本人の立場からいへばおそれるべき適切なことを言われて本人は気が動転して、しかるべき適切なことを発見しないで、沈黙を守つたんじゃないかと思ひまして、その点非常に本人の立場というものを考へてやらなければならぬと思ひますけれども、いずれにしろそういうやうな事実は絶対にわれわれはあつてはならないことだということは私確信をいたしております。

○正義委員 そんなことはあつてもよいことだというやうなことを、これは国会で言えるはずなもの、あつてはならないことだと言ふのは当然のことですけれども、現にこういうことが行なわれた、裁判記録にもそう載つておるし、私どもの調べでもそれは十分に信憑力がある。私が繰り返して本人に尋ねても、下を向きながら、それは事実だ。本人に窃盗癖があり異常心理なんだとおつちやつたけれども、それならそんな者をずっと情報提供者に使つていた警察というものはもつてはかた、どつちにもしるもつてはかたということになりますけれども、この鈴木というのは、これ

はまたあとでいろいろありますけれども、二百四十八というかぎの番号を教えたことといひ、こういうことをコンドームまで持つていつて關係したというのを公判廷で言われ、それに対して適切な反響をしていないという点から見ても、これは十分に心証がとれるというやうに思ふんですね。さらに重大なことは、窃盗についても教唆をしておるという事実があります。そういう事実は知つてゐますか。知らないでしょう。だからもう少し記録を読み上げますからその上で判断をしてください。

三月十三日、すなわち十六日に窃盗事件が起つたわけですが、その三日前横井久子は鈴木に会つておられます。すでにそういう親密な關係になつてからのことです。そこで、そういうやうになつたあとで、これは名古屋市中大というのは非常にとりにくいのだというやうなことを言つたら鈴木のごきげんが非常に悪かつたわけですね。そこで横井久子はそういう特別な關係があるのでこれをこのまゝに済ますわけにはいかない、こういうことで、以下本人の供述を読み上げますが、「取りにくいと言ひますと、さつき言つたやうに教養部や経済がわかつていないとか、公立だから重要視されてゐると言ひますので、私はちよつと腹も立つたもんですから「そんなに欲しかつたら奥大の火事のような状態になれば取れるかもしれない」と言つて私は立つたら、「立つたら」といふのは立ち上がったら、「お金をかばんのへ中へ入れてくれました。」「そのときいくらお金をもらつたのですか。」「二千元です。」こうなつてゐるのです。したがつて三月十三日というきつめて切迫したときに情報があつた、情報があつた、こう言つて、それだけとりたければ火事でも起こればとれるかもしれないと言へば、とんでもない、そんなことをしたらいけないと言わずに逆にかばんの中に二千元情報提供費を入れておる。こうなれば明白に教唆共謀正犯じゃないですか。そうして三月十六日にとつてきたものを渡したときに本人は非常に喜んでおる。そういうことが裁判記録に

はまたあとでいろいろありますけれども、二百四十八というかぎの番号を教えたことといひ、こういうことをコンドームまで持つていつて關係したというのを公判廷で言われ、それに対して適切な反響をしていないという点から見ても、これは十分に心証がとれるというやうに思ふんですね。さらに重大なことは、窃盗についても教唆をしておるという事実があります。そういう事実は知つてゐますか。知らないでしょう。だからもう少し記録を読み上げますからその上で判断をしてください。

明白に載っております。どう思いますか。

○山本(總)府委員 われわれ、鈴木君と横井久子さんの関係でございすが、それについてはどこまでも本人がそういう窃盗なりあるいは放火なりという不法行為をするということを期待して情報を提供してはいくというようなことは、これは言うべきでもないし、あり得べからざることであつて、むしろ横井さんのいわば任意な形で協力関係が望ましいのであつて、そういう形での依頼はしたはずでございすが、いまでも、いま言ったような教唆扇動とかそういうような意味合いのことは言うべきではないし、またそういうことはわれわれ言っていないというふうに考えております。

○正森委員 本件について、放火が行なわれましてね、三回にわたつて。そこで、非常に問題になつた。そのときに、不審な女性が警察官に質問をされておるわけだ。不審尋問に三月十六日にかつておる。そこで、横井久子は名前も住所も電話番号も言つておるわけだ。ところがあなた方は、だれが犯人であるかというところをいろいろ調べている。大学関係者に対して、不審尋問をした人間がだれであるかというところは現段階ではわからないという意味のことを当初言つておられた。これは当時の記録の中で明らかになつておるのですね。どうしてそんなことを言われたのですか。

○山本(總)府委員 その件については承知いたしております。

○正森委員 いま承知してないと言われましたが、翌日の三月十七日に鈴木幸平が横井久子と會つて話をしたということは知つておりますか。

○山本(總)府委員 その点も知つております。

○正森委員 それでは裁判記録を読みますけれども、三月十七日に本人は鈴木幸平に電話をしております。鈴木は忙しくて会えないというようなことを言つておつたわけですが、結局瑞穂三丁目のパリ屋という喫茶店で十一時半ごろに會つております。そして、そこは人が多かったので、山崎川

のほうに歩いていって、歩きながら話をしたということが裁判記録に明白に載つております。そして、本人は前の日に放火しておるわけですよ。そのことについて詳しくは言わなかつたけれども、警察官あるいは学生から問ひ詰められたというような羽目になつたということをお話ししたら——ここからは速記録を読みますが、「問ひ詰められた学生はどう言つておつたとか、しつこかつたとか、私は新聞に内部の対立だと言つていまして、警察はそうする」ということを言つていました。それで山崎川のほうは薬学部に近かつたもんですから、鈴木さんは何か知つてゐる人があるというので、知つたやつに會つてはいかぬというのでまた帰つていきました。」こゝになつておるのです。

したがつて、三月十七日のお昼ごろにはすでに、大学関係者、警察官からいろいろ問ひ詰められたということを鈴木幸平は知つており、しかも、新聞に内部の対立だというように出ておると、捜査もしないうちに「警察はそうする」というようなことを言つておる。このことから本人は、なるほど警察は自分のしわざではなしに、内部の対立だというように処理してくれるんだという、非常な暗示といひますか。そういう考えを持つたということが出ておるのです。こういうことは事件の処理の上からいつても絶対にあつてはならないことで、そういうことを鈴木幸平がやつてゐるということを物語つてゐるのではありませんか。

○山本(總)府委員 われわれとしてはそういう事実は知らなかつたわけですが、鈴木としましてはおそらくそういうことを言つたことはないと思つてゐる。放火事件の捜査については、警察としては所轄署に捜査本部を設けて徹底的に進めておつたわけだ。もしも、もしもそういうことを鈴木が言ひ、あるいは聞いたということになれば、捜査本部その他に連絡すべきであつたと思ふのですが、私どもはその点について聞いておりません。

○正森委員 鈴木というのが報告をしなかつたの

か、あるいは報告をしてもそれが記録に載つておらないのか、いずれにせよ警察内部の怠慢あるいは故意であるというようにいひなければならぬ。けれども、その点はその点でよく調査されるように望みます。

さらに三月二十八日にこの人が、大学関係者、国民救済会の人々、弁護士に、不審であるということである。問ひ詰められて、そして供述をし、録音テープをとられておるのです。そこで、翌日の三月二十九日に、急遽警察が警察署ではなしに——「新瑞」と書いて、愛知のほうではどう読むのですか。

○山本(總)府委員 瑞穂だと思ひます。

○正森委員 瑞穂の誤りですか。「新瑞」と書いてある。速記ではそうなつてゐる。その四階建てか五階建てのアパートの二階で、太田課長、そのほかかぶくぶのいい一名、これと會つておる。いいですか。そして、その名古屋の窃盗のこを供述書にとられて指印を押したと言つて、びつくりして二人で相談をしておつた。そして、横井が録音テープと供述書をとりだした、どうしたらいいかと言つて、あれは証拠がないことだから、強制されたと言ひばいということを言つて、早くせい早くせいと言つて、警察署へ連れていった、こゝ言つておる。そして、車で瑞穂署へ行つたら、受付には何も言わなくていいから三階の警備課の部屋へ行きなさいと言つたので、まっすぐにいった。そして、放火のこと、公安スパイをやつてゐるということ、ノートを取つたということ、窃盗したということ、それすべてについて強制されたというように言ひ、こゝいうように言われたと言つてゐるのです。実にむちゃくちゃじゃないですか。

それから三月三十日には——穂波という警察署がありますか。

○山本(總)府委員 ちょっと知りません。

○正森委員 穂波というところへ行つて、そこでいろいろなることを聞かれております。そして加藤五月、これは何と読むか知りませんが、けれども、その警察官から「警察の手のうちを谷口達にべら言つたと言つて小突かれました。」「どこを小突かれましたか。」「背中です。それで帰りたいと言つて、そんなことは許さぬと言つて帰してあげませんでした。」こゝ言つておる。警察の手のうちを谷口達に——谷口達というのは国民救済会の人たちですね、べらべら言つたと言つてこつくというようなことをやつておる。名前もちゃんとあがつておる。

それから瑞穂署に丸山という取り調べ官がおる。この男は「三十日に派出所で調べられたときに、丸山さんは、あんなものを取られにやいくらでも蓋ができたのと言ひました。」「あんなもの」というのは三月二十八日の録音テープと供述調書です。こゝいうでたらめなことをやつたら——あなた方は、情報提供者に情報を提供させるために、どうぼうから火つけの教唆までやり、そして見つかれば、それは隠して、脅迫だ、強制でわざと言われたんだ、ふたをしてやる、こゝいうようなことを言つたならば、これはもうもつてのほのかのことを次々にやつておるといふことになるではあませんか。こゝいうことは調べてみましたか。

○山本(總)府委員 いま先生のおっしゃつたことが事実とすれば、これはもうおっしゃるとおりとんでもないことであり、あり得べからざることであり、非常に残念なことだと思ひます。しかしおこたを返すようですが、一方的な横井の話でもあるわけだ。そして、真実はまた別のところにあるかもしれない。それらの点、まだ調査はいたしておらないわけですが、私としては、こゝいうことはあり得べからざることであり、こゝいうような形で横井をめぐつてゐるいろいろなことが行なわれたということは信じられないという気持ちでございします。

○正森委員 まだだいた残つておりますが、二時の理事懇の時間が近づきましたし、屋めし抜きです。それから、あとでまた続行するとして、一応終わりにしたいと思いますけれども、当時の警備公安ス

パイ・紐界連綿会議というものがいろいろ警察や公安調査庁とやりとりをしておりますが、それを見ると、これは四月の中旬に、横井久子は放火について白であるという意味のことを言っているのですね。これは相当いろいろ聞いておるにもかかわらず、そういうことを言うておるというところは、ちゃんと資料に残っておて、それは遺憾であつたという意味の証言もあるわけです。あなたは繰り返して、そういうことが事実であつたとして、あり得べからざることだと言つておられますが、たとえば五月五日の段階でも「私が騒ぎにしてピラを取ろうと思つた」という点を、動機を聞かれたときに言つたら、「丸山さんがすぐくおこりまして、おまえがそういうつもりなら信子もすえ子も留置場へ放り込む、おまえのお陰でそれだけ警察が槍玉にあげられたかわからない。」こういうことを言うて頭や背中をこづかれ、そして髪の毛をとって引つ張られるというのをやつたといつております。私はこの記録を読んだときに、そういうことがあるかと思つて、本人に会うときに実際に聞きましたが、そうだとやつておる。許しを得て、私自身が髪の毛をつかんで、このくらい引いたかといつて聞いたら、いやいやもつと引つ張られました、こう言うておる。いいですか、そんなことを、本人がうそを言うか。もういいかげん——放火で三年も実刑を受けておるのです。いいですか、何もこんなにわざわざうそを言う必要はない。それが公判の中でも言い、出てきてからでもなおそれを維持しておるというところは、あなたの方のほうによく反省すべき事実があつたというように思わなければなりません。私が聞いたのは、警備局長はいろいろ事が多いからやむを得ないかもしれないけれども、横に連れてきて下僚にしてみたら、この記録を十分に読んでおるとは思われない。そんなことで、実際にそういう事実があつたか、そんなことをここで答弁してもらつても、警察はなかつたというにきまつてゐる。しかし、私もはこの膨大な公判記録を全部読み、弁護人にも会

い、本人にも会つて、ここに書かれてゐることは真実であるというように思われます。なぜなら、全経過を見ても、どうぼうだと知つて、わかつておりながら、情報提供をまだ被疑者段階から受け、そしてかぎの番号まで言うて、かぎのかかつてゐるところから、普通は入手することのできないものをもらい、火をつけて騒ぎ出せばもつと取れるかもしれないのに、二千円渡して、それを容認するやうなことをやり、事件が起つた翌日に会つて、デパートをしておる、いろいろ話をしておるやうな点、それらを考えると、警備警察と刑事警察とが一緒に、一生懸命この真の動機を隠蔽しようとしたやうにいわれどもしかたがないと思ふ。そうだとすれば、警察といふのはどうぼうを使い、火つけをとらえ、証拠隠滅なんか弁護士にも絶対にさせないといふやうに言うておるのに、全く逆なことをやつておるといふやうにいわなければなりません。あなた、これは本人の一方的な言い分でありまして、こういうふうに言い抜くをしようと思ひ、されるかもしれない。あるいはそうではない、私はほんとうのことを言つておると言われるかもしれないけれども、現実に三年の実刑を情報提供者として受けてしまつた人が、公判廷で裁判所にほんとうのことを言ひますと言つておる。三年の刑をつとめて出てきた人が私に会つて、ほんとうですかと聞いたらやつぱりほんとうですと言つておる、といふことはもつと尊重して、自分の部下を取り締まるやうなことでなければならぬ。どこの世界に情報提供者と肉體関係がありました、コンドームを持つて二回目からは行きませんでした、そんなことを言う者がおりますか。敢て反省をして、警察の姿勢を正さなければならぬというように思ひますが、あなたは警備局長として、なおこの件について、いま鈴木がどこへ勤務しておるか、瑞穂署から中部管内にいかかつておるといふことも聞いておりますが、そういう点も調べて、私もは、警察にもし良心があるのなら、国民に信頼をされたいと思ふのなら、こういう関係者は処分

するのが当然だ。それがまだ警察官として、国民の一部が犯した犯罪の取り調べをするというやうなことはもつてのほかに、許されないとやうに思ひます。それについてのあなたの覚悟のほどを聞きたい。

○山本(鎮)政府委員 お答えいたします。

また繰り返すやうで恐縮でございますが、われわれ情報提供を求める場合は、どこまでも提供者の任意と善意と警察に協力するやうな信頼関係に基づいてやるべきであり、それがあれば金銭的な魅力なりあるいはいろいろなほかの打算的な問題にからめて、そういうことはあるべきものではないといふやうに考へております。また、そのやうに指導をしていかなければならぬ。そして私はこの一連の事件の過程を見ますと、知らなかつたといへ、そういうやうな不正、不法な行為をした女性を協力者に使つておつたといふことは、あとでわかつたといへ、非常にまずかつた、これは憤りべき行為であるといふやうに反省をいたしておるわけでありまして、愛知県警もそういう意味では私は深刻に反省をいたしておると思ひます。いま先生のおっしゃつた趣旨に沿つた情報提供の関係をなされなければならないといふことは、私も全く同意見でございますので、そういう線に沿つて姿勢を正していきたい、こういうふうに考へております。

○正森委員 それでは時間が参りましたので、公安調査庁長官、長い間警察関係のことを聞いていただいて失礼しましたけれども、あなたに聞いていたのは、竹田空海というおたくのほうの公安調査官がまず情報提供者にして、そして窃盗事件が二度まで起つて、二度目に警察の情報提供者にぐらぐらしたといふことから、その担当の警察官の中にまた不心得者がおつて、この女性が公判廷で言つておるやうな、こういうみじめな目にあつたといふことになりまして、やはりそのスタートをつくつた公安調査庁というものも十分に反省してもらわなければならぬと思つたから、失礼だと思ひましたけれども、最後まで残つてい

ただいたわけですか。あなたとして、部下に、情報提供をいろいろ工作する場合でも、こういうやうなことが万が一にも起こることがないやうに、これは厳重に自戒してもらいたいというように思ひますが、なお重ねてあなたの御見解を伺ひたいと思ひます。

○川井政府委員 この件は別といたしまして、一般的に申しまして、違法な方法による調査はさせないやうに努力したい、こう思ひます。

○正森委員 私は石川の事件もありましたので、再度長官に確かめたいと思ひますが、こういうケースもありますから、窃盗の前科のあるやうな者をいやしくもものごとくするといふやうな情報提供者には絶対にしないといふことを約束できますか。

○川井政府委員 いまでもそういうふうにしてゐると信じておりますけれども、なお今後におきまして同じやうな姿勢でまいりたいと思ひます。

○正森委員 そうしていただかないと、情報提供者が窃盗の前科があつた、しかしだいたいじやうぶだと思つてやつておつた、またやつて申しわけないといふことの繰り返してはよくないから、そういう前歴のある者はそもそも情報提供者にはしない、幾らあなたの方がどから手が出るほどほしいと思つても、そういう者を使つてものをとつてこさせるといふやうなことは絶対にしないといふやうに部下に厳重に通知をする、そしてそういう方向で指導する、これはよろしいね、公安調査庁、警察。——声に出して言うてください。

○山本(鎮)政府委員 これまでも私もはそういう方針で指導しておつたわけでございますが、念のため、またそういう意味で十分戒心していきたいと思ひます。

○川井政府委員 同じ考へ方でございます。

○正森委員 それでは時間が来ましたから……

○中垣委員長 次回は、六月二十九日金曜日午前十時理事会、十時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会